

# マーケット・ニュートラル

## 追加型投信／海外／株式／特殊型（ロング・ショート型）

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型(ロング・ショート型)	その他資産(投資信託証券(株式))	年2回	北米	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)	ロング・ショート型

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。  
 <社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www.toushin.or.jp/>>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。  
 この目論見書により行う「マーケット・ニュートラル」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年12月21日に関東財務局長に提出しており、平成22年12月22日にその届出の効力が生じています。

- ・ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。
- ・投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

■委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

**ユナイテッド投信投資顧問株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第414号 設立年月日:1999年9月17日/資本金:11億5,500万円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:815億5,571万円(2010年10月末現在)

■受託会社<ファンドの財産の保管および管理を行う者>

株式会社りそな銀行

**<照会先>ユナイテッド投信投資顧問**

インターネットホームページ: <http://www.unitedinv.co.jp/>

お客様デスク: 03-5542-7150 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

米国株式を実質的な投資対象として、個別銘柄の買いポートフォリオと売りポートフォリオを組み合わせたマーケット・ニュートラル戦略により、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

## ■ ファンドの特色

**1** ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として米国株式に実質的に投資します。

- ・ 投資対象とする米国株式は、原則として、米国株式市場におけるS&P500株価指数構成銘柄とします。なお、マザーファンドの運用指図にかかる権限をアナリティック・インベスターズ・エルエルシー(米国。以下、「アナリティック社」といいます。)に委託します。

**2** マーケット・ニュートラル戦略により、株式市場の動向にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指します。

- ・ マーケット・ニュートラル戦略とは、魅力度の高い銘柄を買付け(買いポートフォリオの構築)、魅力度の低い銘柄を借株し売り建てを行い(売りポートフォリオの構築)、買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額・業種配分を同じにする運用手法です。このため、収益の源泉は企業間格差のみに集約されます。

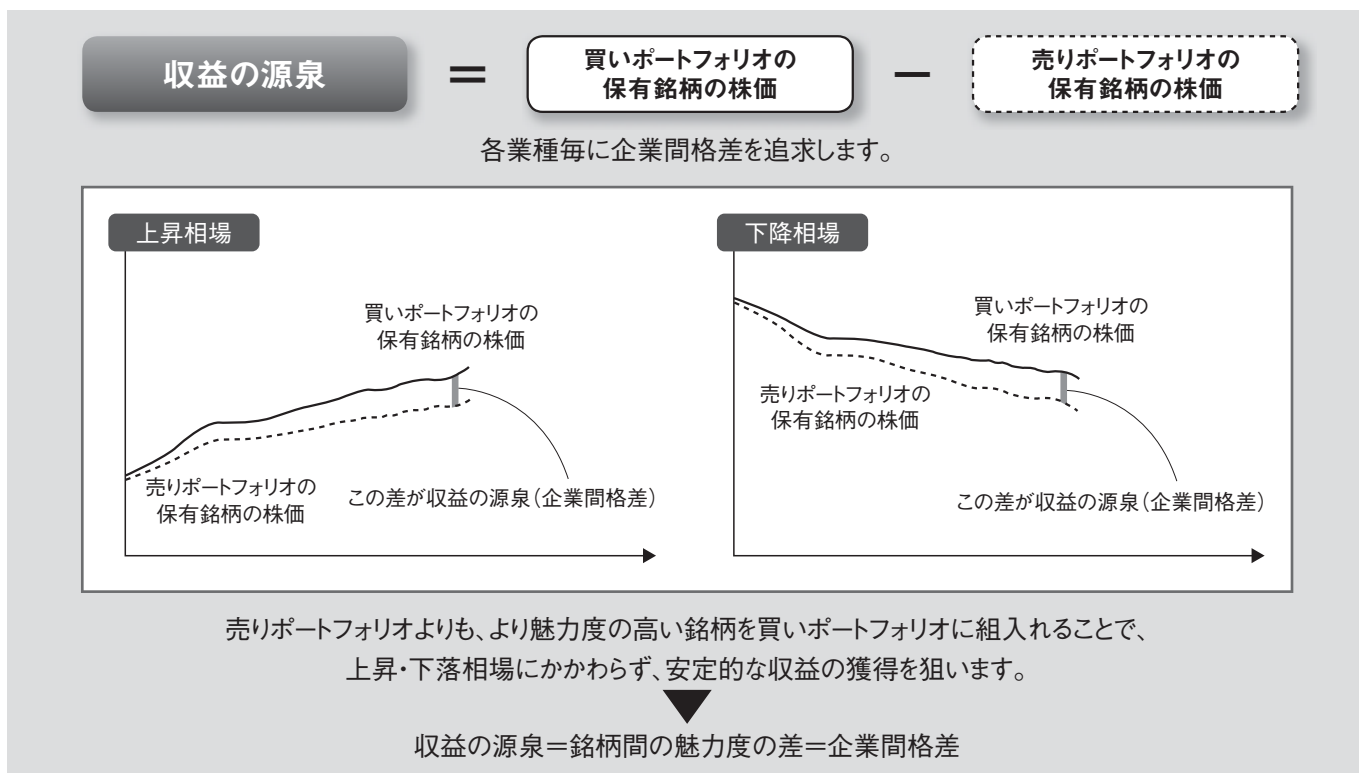
**3** 実質的に投資する外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。

- ・ 為替ヘッジ(フルヘッジ)を行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を目指します。

(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## 収益の源泉

「買い」および「売り」それぞれのポートフォリオが保有する銘柄の株価の差(企業間格差)が、収益の源泉となります。

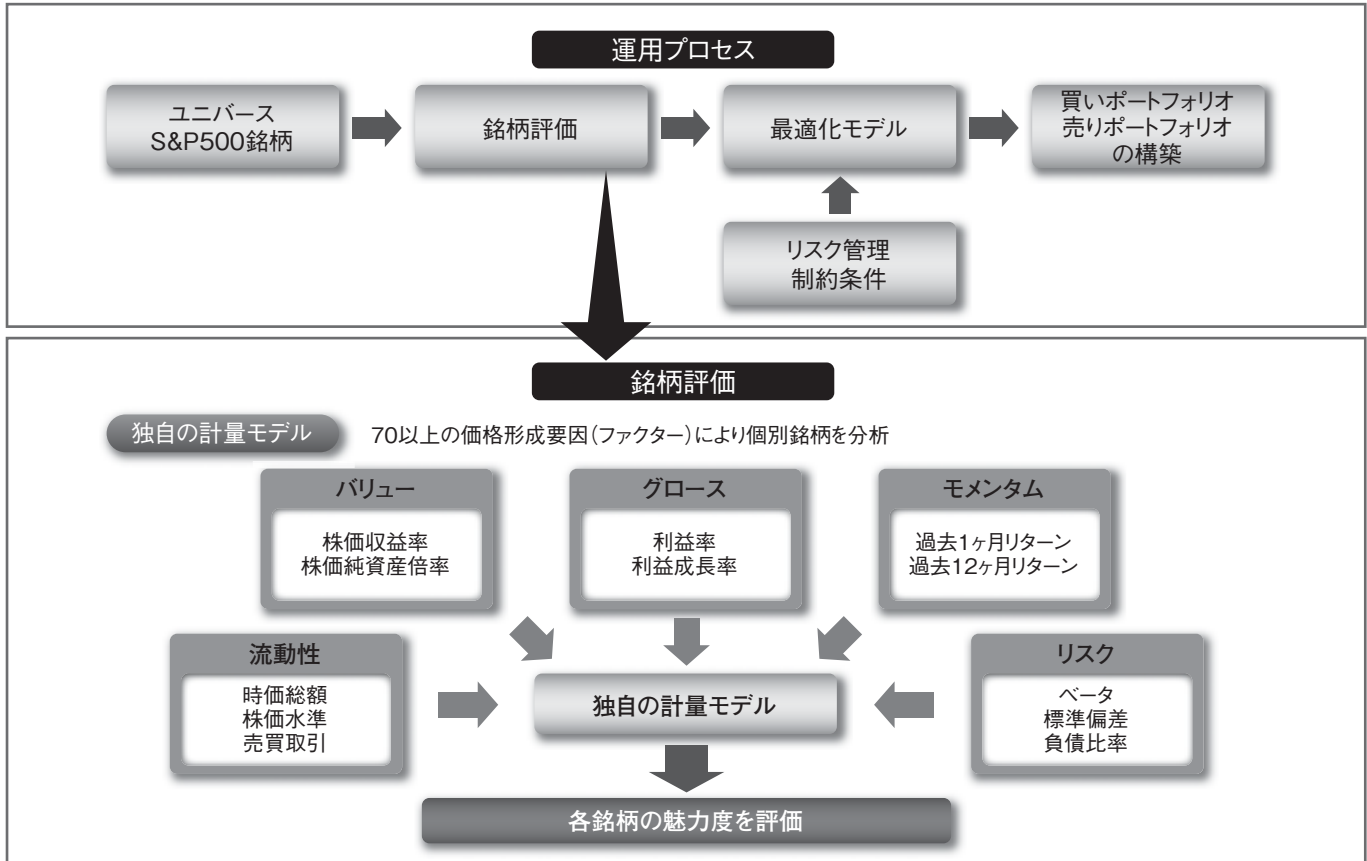


\*上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

## 運用プロセスおよび投資銘柄評価

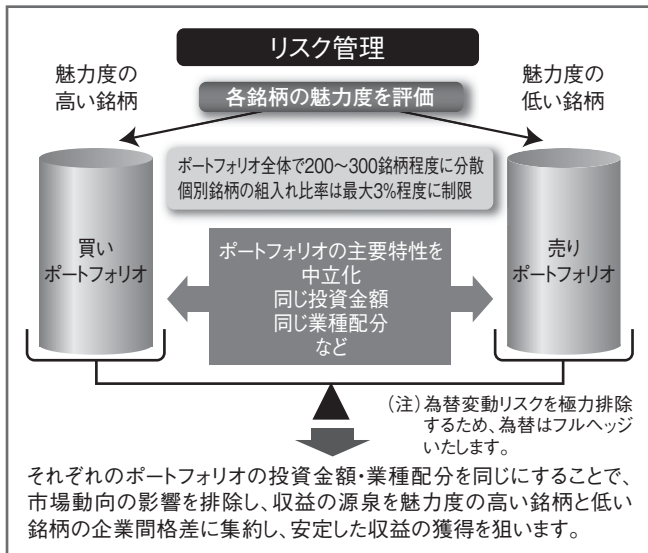
アナリティック社独自の計量モデルで算出した期待収益率をもとに、魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れ、魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組入れます。この時、買いポートフォリオに組入れた銘柄の収益率が売りポートフォリオに組入れた銘柄の収益率を上回ることを目標とします。



## リスク管理

ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、両ポートフォリオの主要特性を中立化するよう以下の制限をかけて最適化を行います。

最適化を行うことにより、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益格差が、銘柄独自の要因から由来するように収益の源泉を限定します。銘柄間の相対格差のみに注目することによって、より確実な収益の獲得を目指します。なお、個別銘柄の組入比率は最大3%程度に制限します。



### <中立化のためのリスク制限>

- ①業種配分ニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオのセクター配分をほぼ同じ
- ②時価総額ニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオの保有銘柄の時価総額分布をほぼ同じ
- ③ $\beta$ ニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオのベータ値をほぼ同じ  
・ $\beta$ (ベータ)値とは  
ポートフォリオ全体の値動きが、証券市場全体のそれに対してどの程度反応し変動するかを示す数値です。例えば、ポートフォリオのベータ値が1.5という状況は、証券市場が10%上昇(あるいは下落)した場合はポートフォリオ全体は15%上昇(あるいは下落)することを示しています。
- ④投資金額ニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額がほぼ同額

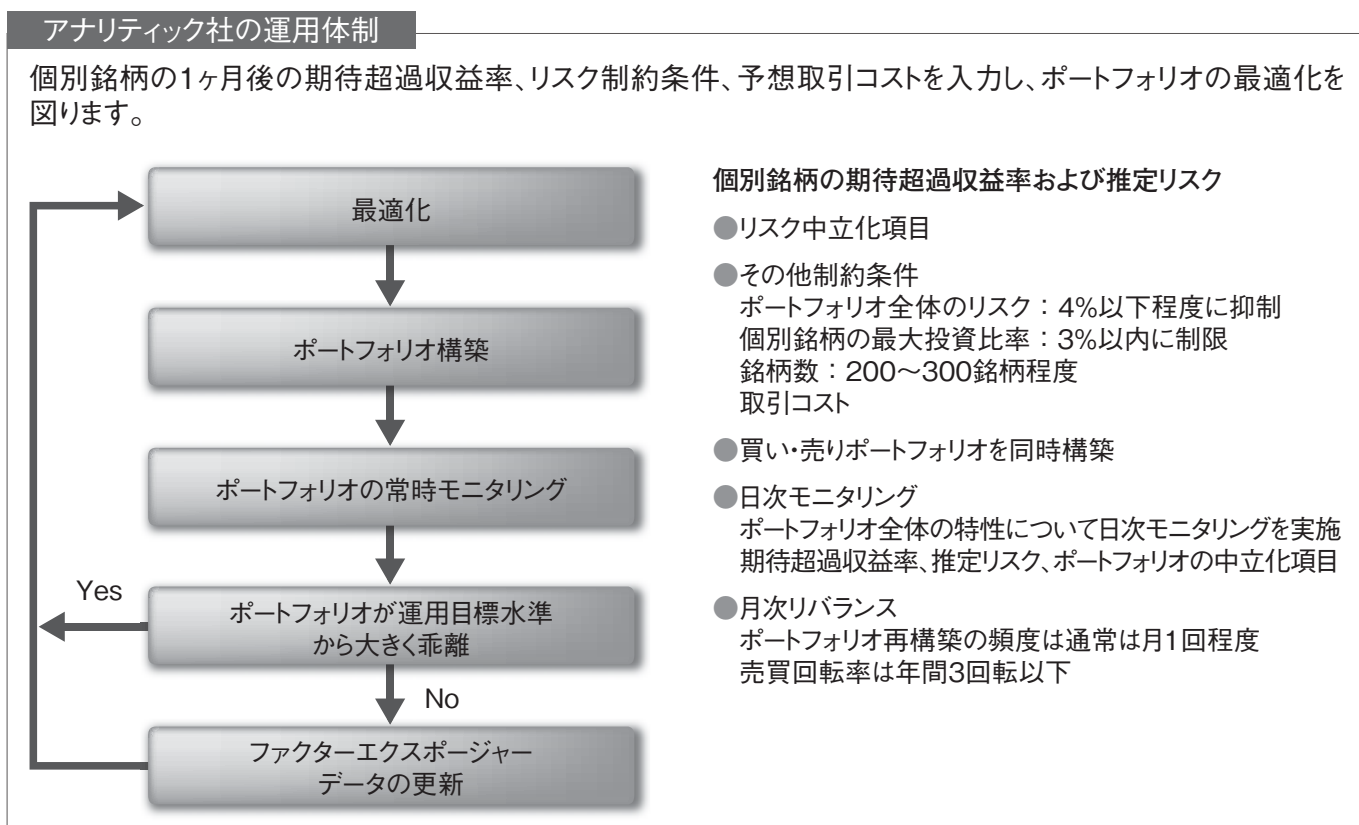
(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 参考

マザーファンド(ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド)の運用体制

当ファンドが主要投資対象とする「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」において、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、アナリティック社が以下の体制において信託財産の運用の指図について意思決定を行います。

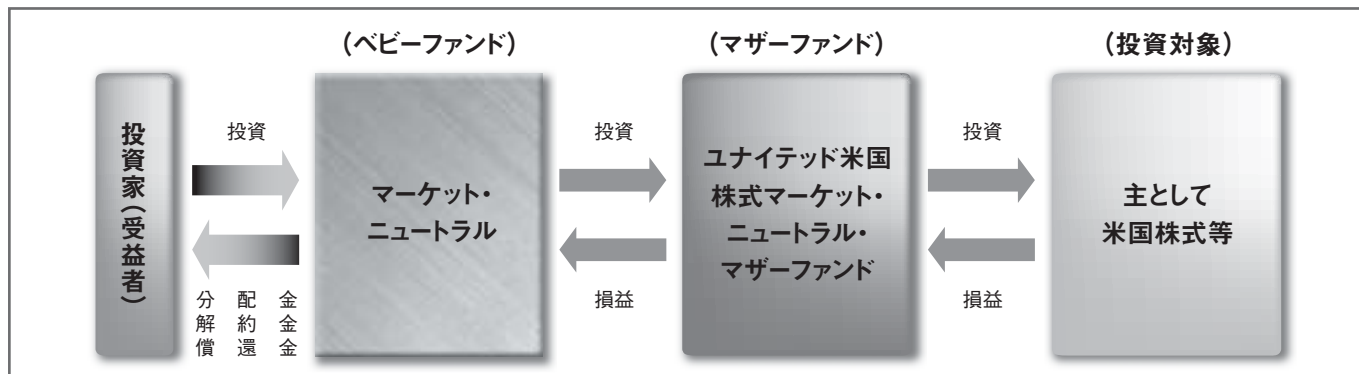


(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。  
ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。  
マザーファンドの運用の指図の権限につきましては、アナリティック社へ委託します。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## ■ 主な投資制限

- 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

年2回(毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドは、マザーファンドへの投資等を通じて、実質的に株式などの値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の元本は保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

### 有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、株式等を中心に値動きのある有価証券等に投資します。当ファンドの基準価額は、組入れる株式等の価格変動の影響を受けます。株式等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。また、当ファンドは、株式の売り持ちを行いますので、売り持ちした株式の価格が上昇した場合、当ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります。

### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産へ投資しますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんが、為替ヘッジを行なうにあたっては、ヘッジコストが発生します。また、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。なお、ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合には、この金利差の分だけ収益が低下することになります。

### 流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入証券が当初期待される価格で売却あるいは取得できない可能性があります。このような場合、基準価額が値下がりする可能性があります。

### デリバティブ取引等のリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがあります。当該デリバティブ取引等は、国内外の経済、政治情勢などの影響を受け変動します。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、運用を海外の投資顧問会社に委託しております。当該顧問会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。
- 当ファンドは、株式市場全体の動向(上げ相場、下げ相場)にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

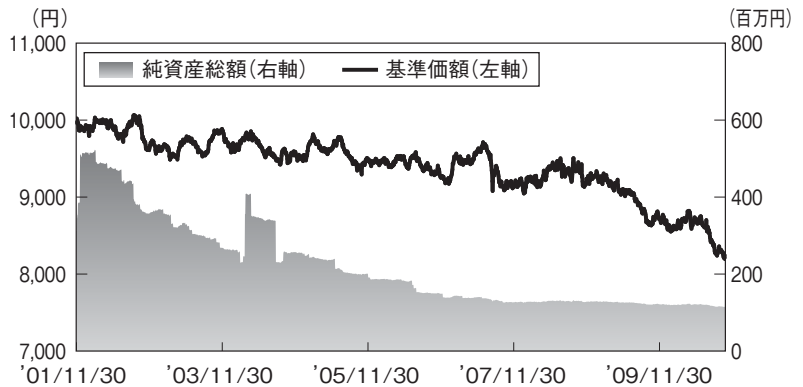
- パフォーマンスの考査  
ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果が投資委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理  
コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、内部統制委員会に報告され、審議を行います。

# 運用実績

データ基準日：2010年9月30日現在

## ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	8,312 円
純資産総額	116 百万円

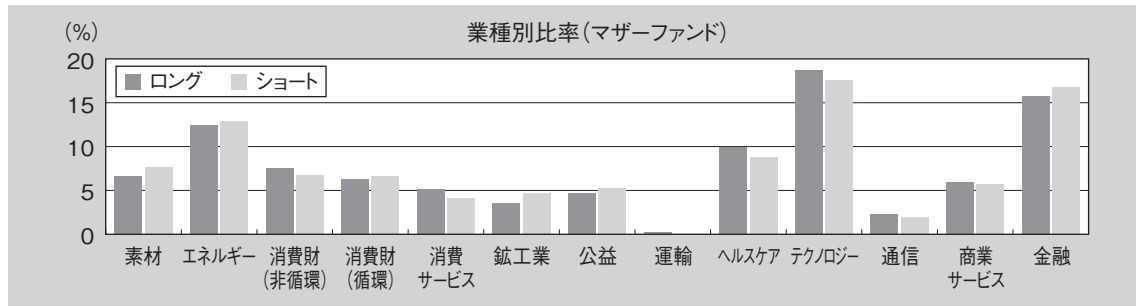


## ■ 分配の推移

決算期	分配金
第14期(平成20年9月22日)	0 円
第15期(平成21年3月23日)	0 円
第16期(平成21年9月24日)	0 円
第17期(平成22年3月23日)	0 円
第18期(平成22年9月21日)	0 円
設定来累計	0 円

\*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

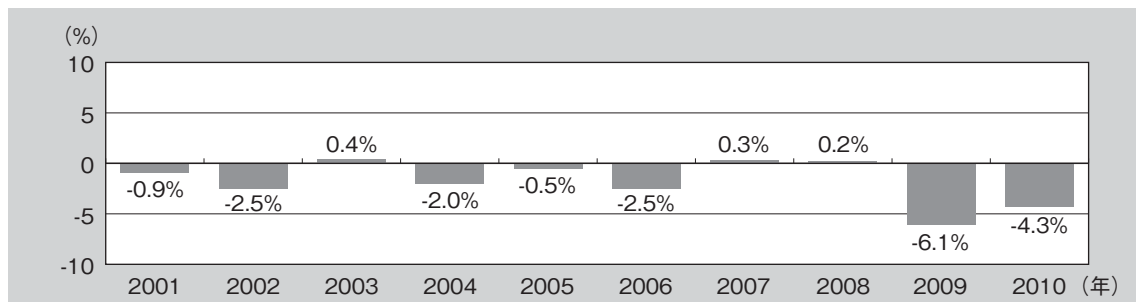
## ■ 主要な資産の状況



マザーファンドの組入れ上位10銘柄					
ロング・ポジション			ショート・ポジション		
銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
デボン・エナジー	エネルギー	3.1	プレジジョン・キャストパーツ	テクノロジー	-3.1
コノコ・フィリップス	エネルギー	2.8	パークシャー・ハサウエー	金融	-3.0
W・W・グレインジャー	鉱工業	2.8	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	金融	-3.0
カーディナルヘルス	ヘルスケア	2.7	バックカー	循環消費財	-3.0
コグニザント・テクノロジー・ソリューションズ	商業サービス	2.7	EMC	テクノロジー	-2.9
ベストバイ	循環消費財	2.5	EQT	エネルギー	-2.7
PNCファイナンシャルサービス・グループ	金融	2.3	スペクトラ・エナジー	エネルギー	-2.4
マケッソン・コーポレーション	ヘルスケア	2.1	ジュニパーネットワークス	テクノロジー	-2.4
アパッチ	エネルギー	2.1	スタンレー・ブラック&デッカー	鉱工業	-2.3
アムジェン	ヘルスケア	2.1	サウスウエスタン・エナジー	エネルギー	-2.2

\*比率は、マザーファンドの株式ポートフォリオ内に対する比率です。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*当ファンドにはベンチマークはありません。2001年は設定日(11月30日)から12月末までの収益率です。2010年は9月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	1口または1円単位として販売会社が任意に定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口または1円単位として販売会社が任意に定める単位
換金価額	換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金(解約)申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	以下の日においては、購入および換金(解約)のお申込みができません。 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日
購入の申込期間	平成22年12月22日から平成23年12月20日 (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午まで をお願いします。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)申込みの受付を中止すること、および既に受付けた 購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(平成13年11月30日設定)
繰上償還	この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生し た場合等には、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を 終了させること(繰上償還)ができます。
決算日	毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
購入時手数料	ありません。											
信託財産留保額	ありません。											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	<p>&lt;信託報酬&gt;                      ファンドの純資産総額に年1.575%(税抜 年1.50%)の率を乗じて得た額とします。                      運用管理費用は、毎計算期間終了日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</th> <th>年 1.575% (税抜 年 1.50%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.630%* (税抜 年 0.60%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年 0.840% (税抜 年 0.80%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.105% (税抜 年 0.10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける報酬の中から支払われます。</p>		当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.575% (税抜 年 1.50%)	配分	委託会社	年 0.630%* (税抜 年 0.60%)	販売会社	年 0.840% (税抜 年 0.80%)	受託会社	年 0.105% (税抜 年 0.10%)
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.575% (税抜 年 1.50%)									
	配分	委託会社	年 0.630%* (税抜 年 0.60%)									
		販売会社	年 0.840% (税抜 年 0.80%)									
受託会社		年 0.105% (税抜 年 0.10%)										
(実績報酬)	当ファンドの計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準(以下「目標基準価額」といいます。)を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の31.5%(税抜30.0%)を実績報酬として申し受けます。											
その他の費用・手数料	ファンドに関する有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国での資産の保管等に要する諸費用等、監査費用、印刷費用、郵送費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。											

※当該手数料等の合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

### ◆ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成22年10月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





**U N I T E D**  
I N V E S T M E N T S

# マーケット・ニュートラル

追加型投信／海外／株式／特殊型(ロング・ショート型)

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

平成 22 年 12 月 22 日

※本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

ユナイテッド投信投資顧問

1. 「マーケット・ニュートラル」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年12月21日に関東財務局長に提出しており、平成22年12月22日にその届出の効力が生じています。
2. 「マーケット・ニュートラル」は、主としてユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
3. 投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

発 行 者 名	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 小林 文夫
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区新川1-17-25 東茅場町有楽ビル
有価証券届出書の写しを 縦 覧 に 供 す る 場 所	該当事項はありません。



## 目 次

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	3
第1	ファンドの状況	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	9
3	投資リスク	18
4	手数料等及び税金	21
5	運用状況	25
第2	管理及び運営	33
1	申込（販売）手続等	33
2	換金（解約）手続等	33
3	資産管理等の概要	34
4	受益者の権利等	37
第3	ファンドの経理状況	38
1	財務諸表	39
2	ファンドの現況	58
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	59
第三部	委託会社等の情報	60
第1	委託会社等の概況	60
1	委託会社等の概況	60
2	事業の内容及び営業の概況	61
3	委託会社等の経理状況	62
4	利害関係人との取引制限	74
5	その他	74
	約款	

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

マーケット・ニュートラル

(以下「ファンド」もしくは「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）ユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下、「委託者」もしくは「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日<sup>\*1</sup>の翌営業日の基準価額<sup>\*2</sup>とします。

基準価額は、販売会社または後記「照会先」にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※1 後記「(12) その他 ④取得申込受付」の日を指します。また、取得申込受付日当日が、後記「(12) その他 ⑤お申込み受付中止日」にあたる場合には、お申込みの受け付けはいたしません。

※2 「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

### (5) 【申込手数料】

お申込手数料はかかりません。

### (6) 【申込単位】

1口または1円単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

### (7) 【申込期間】

平成22年12月22日から平成23年12月20日まで

(注) 上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8) 【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みいただけます。

販売会社については、後記「照会先」の委託会社にてご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得のお申込みをされる方は、お申込み金額およびお申込み手数料（税込）を販売会社が定める日までにお支払いください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（信託契約にかかる受託者であり、以下「受託者」もしくは「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

ご不明な場合は、お申込みの販売会社または、後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①日本国以外の国・地域における募集

該当事項はありません。

②申込証拠金

該当事項はありません。

③クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

④取得申込受付

販売会社の営業日<sup>※1</sup>の午後3時までに受け付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

※1 後記「⑤お申込み受付中止日」を除きます。

⑤お申込み受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みもできません。）

・ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日

⑥金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことがあります。

照 会 先

<ユニテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

###### ②信託金の限度額

受託会社と合意の上、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

###### ③基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式/特殊型（ロング・ショート型）」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を**網掛け表示**しています。

#### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 <b>追加型</b>	国内 <b>海外</b> 内外	<b>株式</b> 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 <b>特殊型 (ロング・ショート型)</b>

#### ・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (ロング・ショート型)	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産※1	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド  ファンド・ オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)  なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 /絶対収益追求型 その他

※1 収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファミリーファンドとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券（株式）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

・属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、株式へ投資を行います。
決算頻度	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	あり（フルヘッジ）	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
特殊型	ロング・ショート型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

#### ④ファンドの特色

**1** ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として米国株式に実質的に投資します。

・ 投資対象とする米国株式は、原則として、米国株式市場におけるS&P500株価指数構成銘柄とします。なお、マザーファンドの運用指図にかかる権限をアナリティック・インベスターズ・エルエルシー(米国。以下、「アナリティック社」といいます。)に委託します。

**2** マーケット・ニュートラル戦略により、株式市場の動向にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指します。

・ マーケット・ニュートラル戦略とは、魅力度の高い銘柄を買付け(買いポートフォリオの構築)、魅力度の低い銘柄を借株売り建てを行い(売りポートフォリオの構築)、買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額・業種配分を同じにする運用手法です。このため、収益の源泉は企業間格差のみに集約されます。

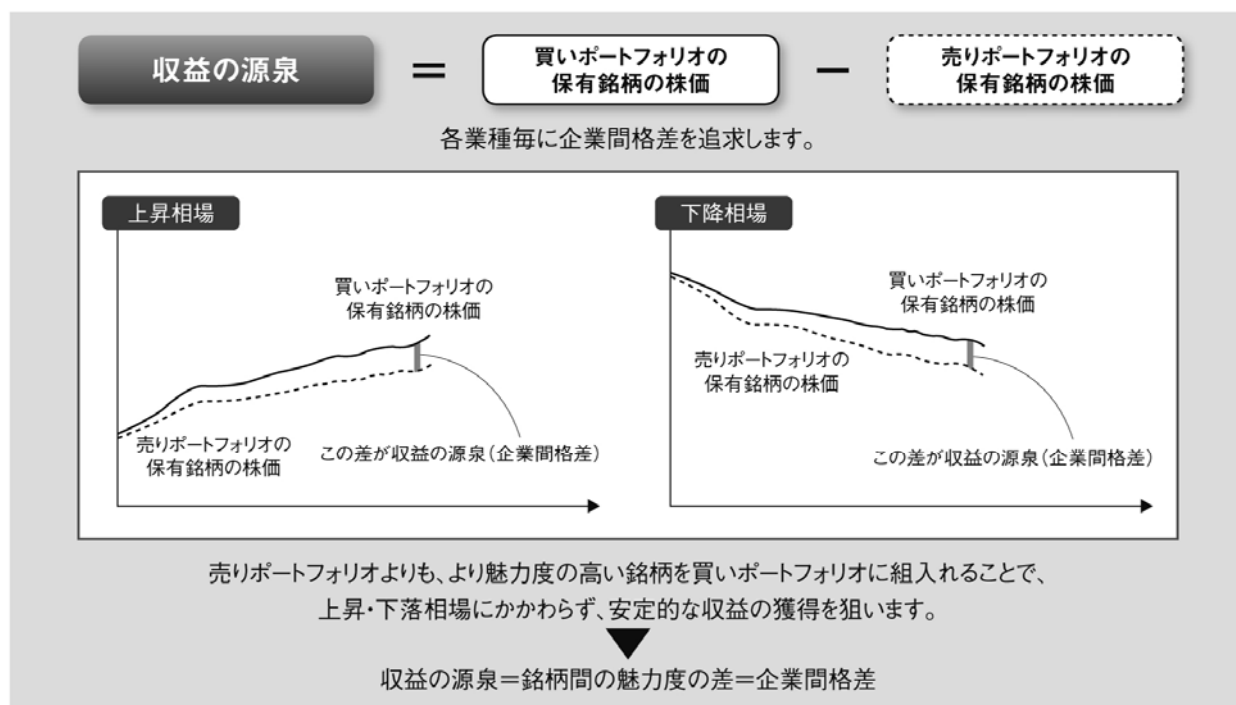
**3** 実質的に投資する外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。

・ 為替ヘッジ(フルヘッジ)を行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を目指します。

(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

### 収益の源泉

「買い」および「売り」それぞれのポートフォリオが保有する銘柄の株価の差(企業間格差)が、収益の源泉となります。

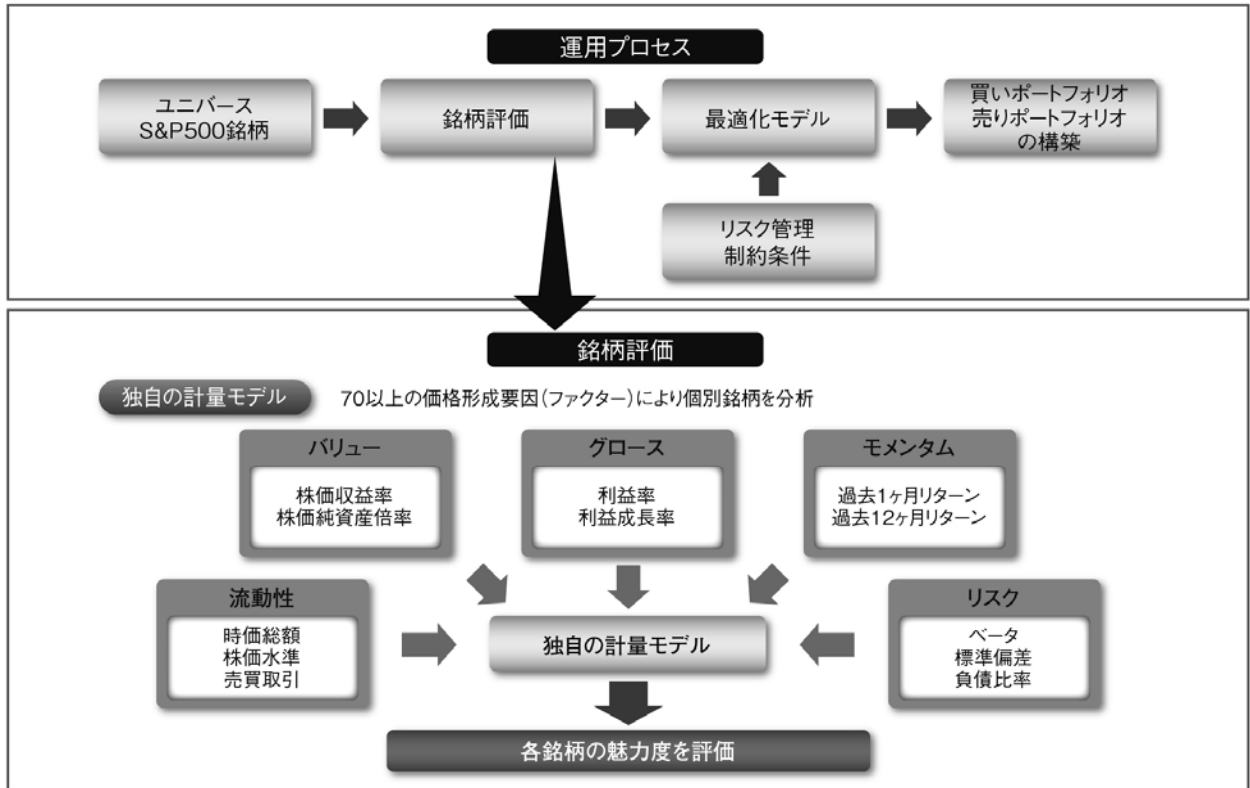


\*上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。



## 運用プロセスおよび投資銘柄評価

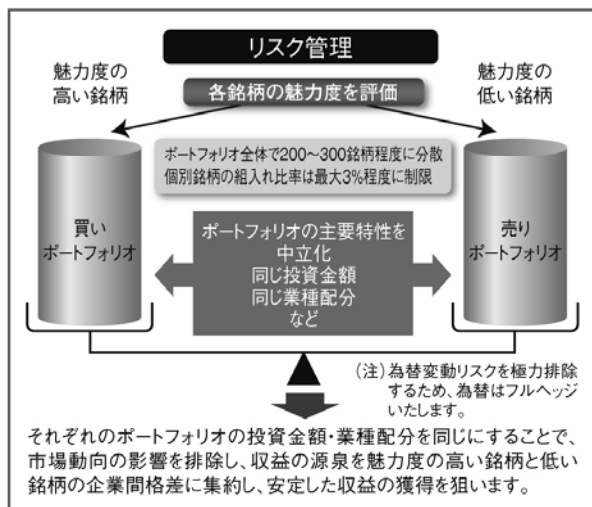
アナリティック社独自の計量モデルで算出した期待収益率をもとに、魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れ、魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組入れます。この時、買いポートフォリオに組入れた銘柄の収益率が売りポートフォリオに組入れた銘柄の収益率を上回ることを目標とします。



## リスク管理

ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、両ポートフォリオの主要特性を中立化するよう以下の制限をかけて最適化を行います。

最適化を行うことにより、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益格差が、銘柄独自の要因から由来するように収益の源泉を限定します。銘柄間の相対格差のみに注目することによって、より確実な収益の獲得を目指します。なお、個別銘柄の組入比率は最大3%程度に制限します。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

### <中立化のためのリスク制限>

- ①業種配分ニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオのセクター配分をほぼ同じ
- ②時価総額ニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオの保有銘柄の時価総額分布をほぼ同じ
- ③βニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオのベータ値をほぼ同じ  
・β(ベータ)値とは  
ポートフォリオ全体の値動きが、証券市場全体のそれに対してどの程度反応し変動するかを示す数値です。例えば、ポートフォリオのベータ値が1.5という状況は、証券市場が10%上昇(あるいは下落)した場合はポートフォリオ全体は15%上昇(あるいは下落)することを示しています。
- ④投資金額ニュートラル  
買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額がほぼ同額

(2) 【ファンドの沿革】

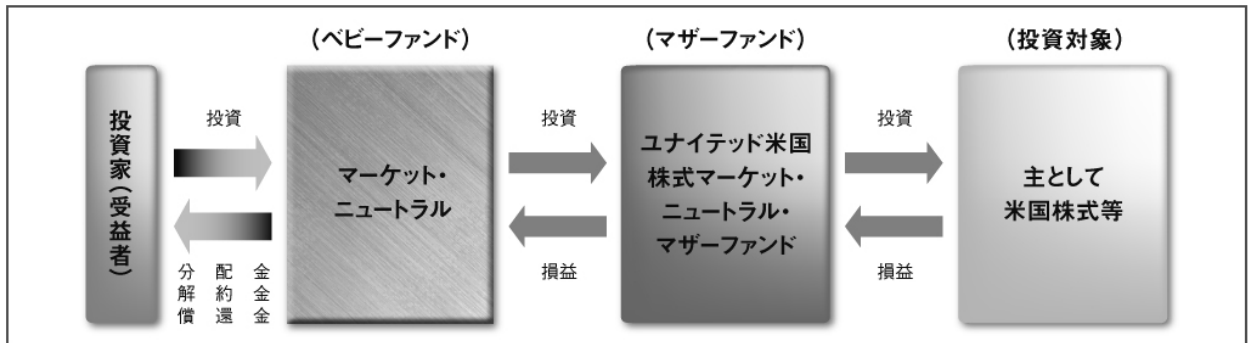
平成13年11月30日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

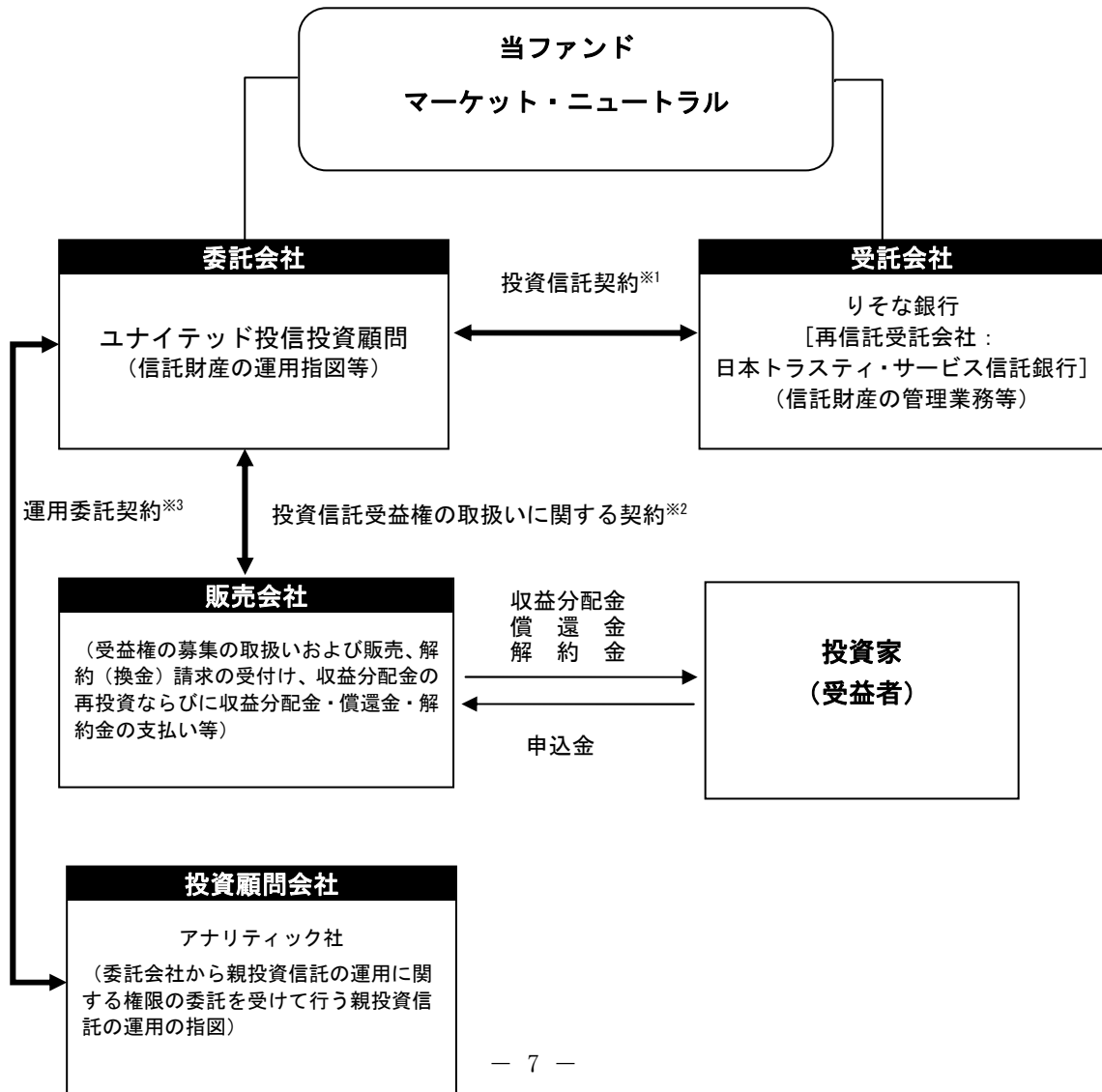
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。  
ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

マザーファンドの運用の指図の権限につきましては、アナリティック社へ委託します。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

②ファンドの関係法人



- ※1 投資信託の組成をするにあたって委託会社と受託会社が結ぶ契約のこと。投資信託の具体的な仕組みや運用方針、信託財産の運営・管理方法などの細目が定められています。
- ※2 投資信託の販売等に関して委託会社と販売会社との間で結ぶ契約のこと。投資信託受益権の募集の取扱い、解約請求の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務手続等が定められています。
- ※3 当ファンドが組入れる親投資信託の運用権限の委託に関して委託会社と投資顧問会社との間で結ぶ契約のこと。委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限を委託するにあたり、委託する業務の範囲、業務を遂行する際の取り決め等が定められています。

### ③委託会社等の概況

(A) 資本金 11億5,500万円（平成22年10月31日現在）

#### (B) 沿革

- 平成11年9月17日 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。
- 平成11年10月26日 証券投資信託委託業の認可取得。
- 平成12年10月6日 オールド・ミューチュアル（U. S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
- 平成16年1月20日 投資顧問会社として登録。
- 平成17年3月30日 日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
- 平成17年10月31日 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。
- 平成19年9月30日 金融商品取引業者として登録。

#### (C) 大株主の状況

（平成22年10月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,600株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

当ファンドは、親投資信託である「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。親投資信託への投資を通じて、主として米国株式へ実質的に投資し、リスクを軽減しつつ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

### (2)【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

(A)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限ります。）

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

(B)次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

#### ② 投資の対象とする有価証券

(A)委託者は、信託金を、主としてユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前第1号から第11号までの証券または証券の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める

ものをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(B) 委託者は、信託金を、前記(A)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

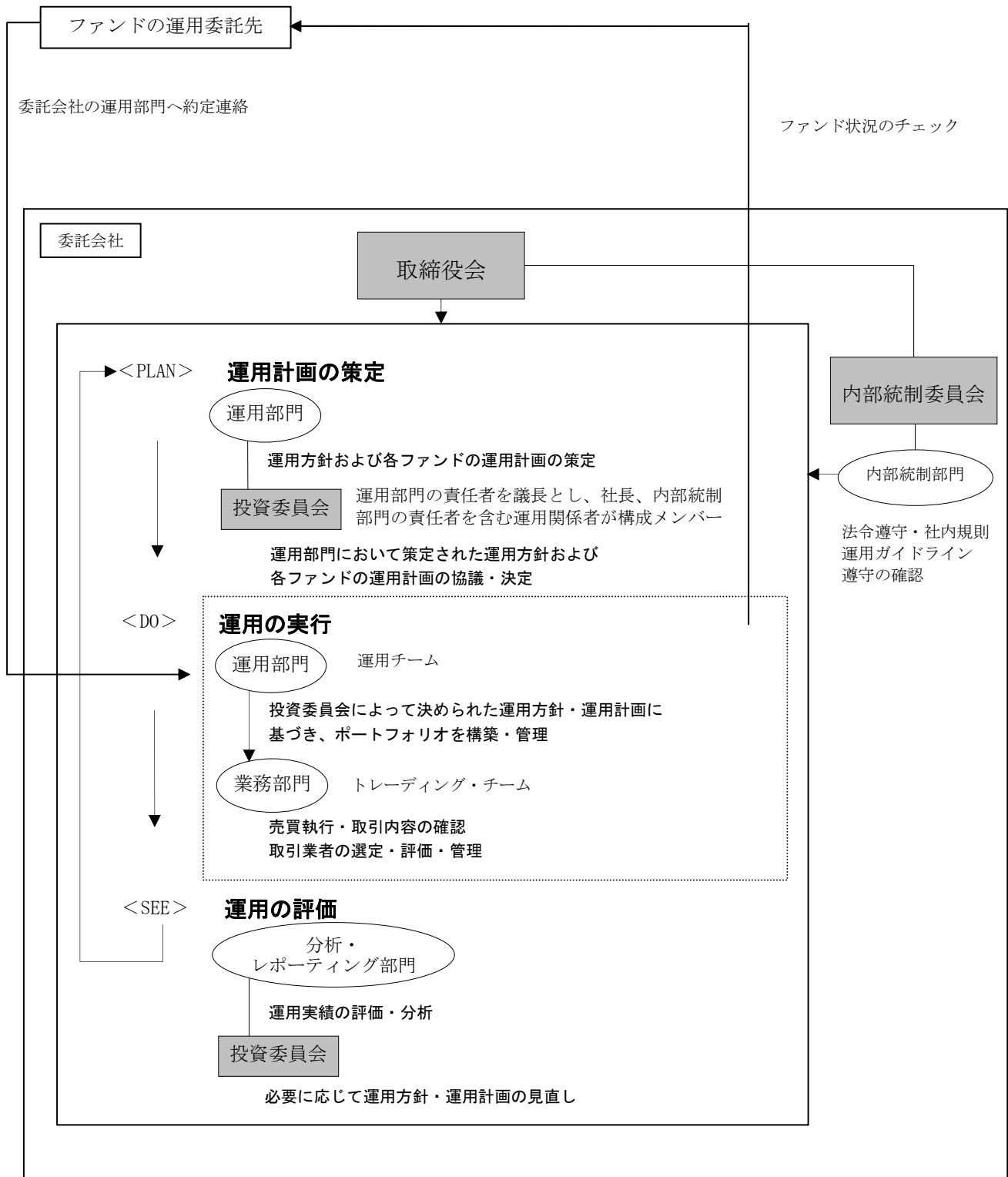
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (3) 【運用体制】

委託者は、ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの信託財産の運用に関し、運用の指図権限をアナリティック社に委託しますが、ベビーファンドである当ファンドの信託財産の運用管理については、ファンド設定者である委託者がマザーファンドへの投資額の決定及び投資比率の維持・管理を行います。なお、当ファンドのマザーファンドへの投資比率は、原則として高位を維持するものとします。

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



### 運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引管理規程



- ・ 役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・ 株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・ 投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（7名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（7名程度）、商品開発、有価証券届出書・目論見書および法定運用報告書等の作成を担当する企画部門（4名程度）、ファンド計理・トレーディングを担当する業務部門（12名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（3名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

#### ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

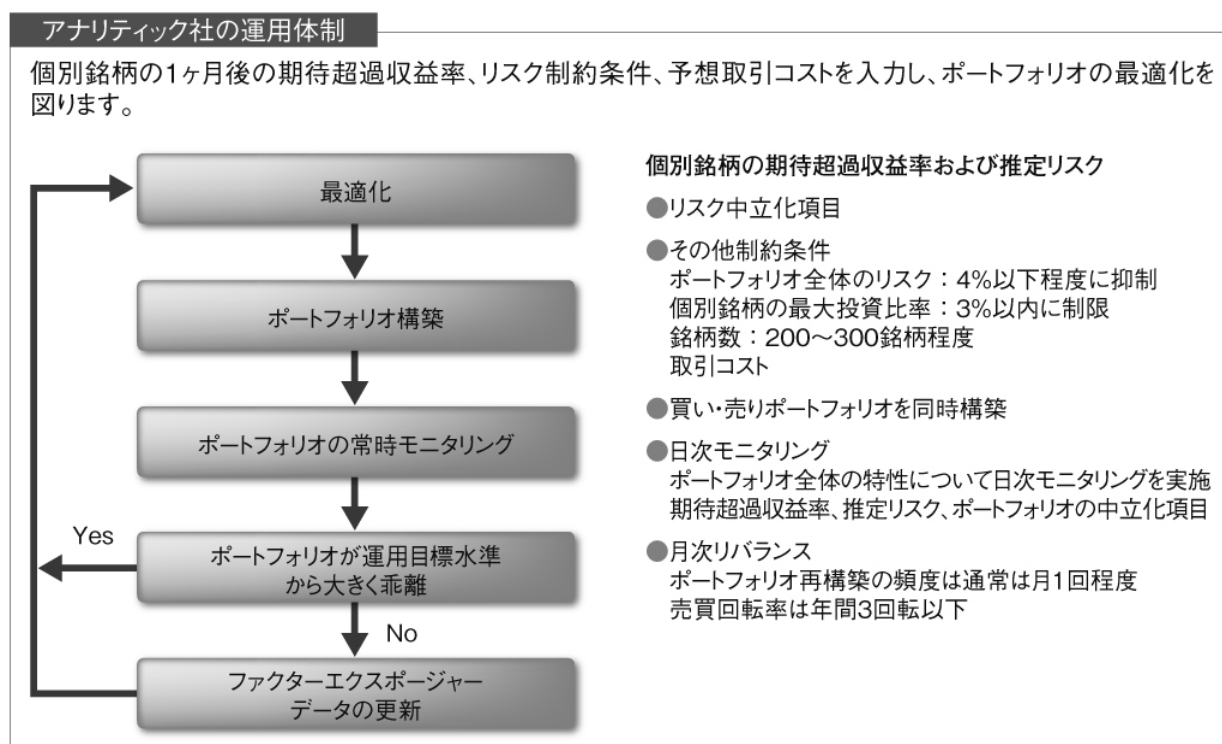
ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

ファンドの運用を再委託する場合においては、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に基づき、再委託先運用会社の運用能力のみならず、信用力、業務執行能力などについても定期的なモニタリングによる調査を行い、自社運用ファンドと同様に当社がすべての受託者責任を果たすことができる体制を整えております。

※上記の運用体制は、平成22年10月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### マザーファンド(ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド)の運用体制

当ファンドが主要投資対象とする「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」において、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、アナリティック社が以下の体制において信託財産の運用の指図について意思決定を行います。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 年2回の決算日（毎年3月20日および9月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り分配を行います。
- (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
  - (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
  - (C) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（実績報酬を含みます。以下同じ。）および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

当ファンドは約款において、以下の投資制限を設けております。

- (A) 投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）  
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- (B) 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）  
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (C) 投資する新株引受権証券等への投資制限（約款第21条第4項）  
委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (D) 投資する投資信託証券への投資制限（約款第21条第5項）  
委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券以外の投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (E) 投資する株式等の範囲（約款第24条）
  - (a) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、

委託者が投資することを指図することができるものとします。

(F) 同一銘柄の株式等への投資制限（約款第25条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(G) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第25条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(H) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条第3項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(I) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第32条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(b) 前記(a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(J) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(K) 信用取引の指図範囲（約款第26条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親

投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(L) 有価証券の空売りの指図および範囲 (約款第27条)

(a) 委託者は、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記 ( ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記 (b) の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(M) 有価証券の借入れの指図および範囲 (約款第28条)

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該借入れに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該借入れに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記 (a) の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

(N) 先物取引等の運用指図 (約款第29条)

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引 (以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします (以下同じ。))。

(b) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等におけ

る金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(O) スワップ取引の運用指図（約款第30条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(P) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第31条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとし、
- (d) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(Q) 外国為替予約の指図（約款第34条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記 (a) の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記 (b) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし、

(R) 資金の借入れ（約款第42条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金

日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

#### <参考>親投資信託の投資方針および概要

##### 「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の概要

#### (1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

#### (2) 投資対象

主として米国株式のうち、主な市場で取引される銘柄、米国S&P株価指数先物を主要投資対象とします。

#### (3) 投資態度

- ① 「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として米国株式の中から、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買付け）、低ランク銘柄を借株し、同時同額のロングおよびショートのパポジションをつくることにより、米国株式市場の騰落および金利の動向に関わりなく、安定的な収益獲得を目指します。
- ② S&P500株価指数構成銘柄についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種、投資金額、時価総額、ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより絶対リターンを目指し、信託財産の成長のため積極的運用を行います。
- ③ 米ドル建てのポートフォリオに関して、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。
- ④ 運用指図に関する権限は、米国の投資顧問会社であるアナリティック社に委託します。
- ⑤ 外国株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託会社が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。
- ⑥ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）、新株引受権証券および新株予約権証券等（外貨建てを含みます。）に投資する場合があります。
- ⑦ 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨ スワップ取引を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

#### (4) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合は制限を設けません。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行います。
- ⑨ スワップ取引は、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決算日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑪ 親投資信託は、当ファンド同様に、投信法による投資制限に従います。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

#### <基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、マザーファンドへの投資等を通じて、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）等に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドの基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

#### ① 有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、株式等を中心に値動きのある有価証券等に投資します。当ファンドの基準価額は、組入れる株式等の価格変動の影響を受けます。株式等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。そ

の結果、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。また、当ファンドは、株式の売り持ちを行いますので、売り持ちした株式の価格が上昇した場合、当ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産へ投資しますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんが、為替ヘッジを行なうにあたっては、ヘッジコストが発生します。また、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。なお、ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合には、この金利差の分だけ収益が低下することになります。

③ 流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入証券が当初期待される価格で売却あるいは取得できない可能性があります。このような場合、基準価額が値下がりする可能性があります。

④ デリバティブ取引等のリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがあります。当該デリバティブ取引等は、国内外の経済、政治情勢などの影響を受け変動します。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

⑤ カントリーリスク

当ファンドは実質的に外貨建資産に投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

⑥ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファミリーファンド方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

①ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはそ



の他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 運用の外部委託

マザーファンドにおいて、運用を海外の投資顧問会社に委託しております。当該投資顧問会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

(D) 当ファンドは、株式市場全体の動向（上げ相場、下げ相場）にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

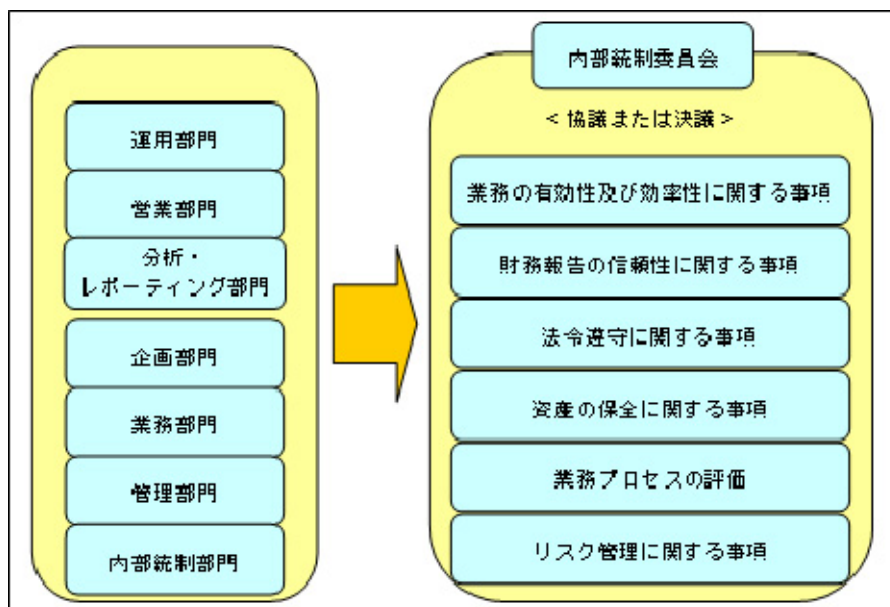
ファンドのリスクおよび損益状況については、以下のツールを使用し、管理します。

リスク管理ツール	ファンドのリスクを推定するツールです。資産配分や銘柄選択などのリスク特性ごとにそのリスクを推定し、当ファンド全体でどの程度のリスクを、どの部分で取っているのかを常に把握します。
ポートフォリオ損益管理ツール	ポートフォリオの損益を把握する為のツールです。組入資産ごとに、損益がどの程度なのかを把握できるようにし、下落リスクの管理に役立てます。

前記に加えて、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リ

リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



当ファンドの投資対象であるユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドにおいても、委託者より運用に関する権限の委託を受けたアナリティック社におけるリスク管理を行います。詳しくは「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ④ ファンドの特色 リスク管理」をご参照ください。

※ 上記の管理体制は、平成22年10月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

お申込手数料はかかりません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支払われます。

信託財産の純資産総額×年1.575%（税抜 年1.50%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.63%*	年0.105%	年0.84%
(税抜 年0.60%)	(税抜 年0.10%)	(税抜 年0.80%)

※マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託

会社が受ける信託報酬の中から支払われるものとしします。

なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

## ② 実績報酬

当ファンドにおいては、委託会社にかかる信託報酬について、運用の実績によって支払われる実績報酬を設けております。実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準（以下「目標基準価額」といいます。）を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の31.5%（税抜30.0%）を実績報酬として受領します。

実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、次によるものとしします。

- (A) 実績報酬の計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までの各計算期間を1期として取扱います。（各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときの各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしします。）
- (B) 各計算期間中に発生する基準価額の騰落を計算する際に使用する基準価額（以下「基本基準価額」といいます。）は、各計算期間を通じて実績報酬を計上した日の基準価額のうち最も高い基準価額（収益分配前の基準価額）としします。
- (C) 実績報酬を計算する際に使用する目標基準価額は、前記(B)に規定する基本基準価額に目標リターン・レートを、次の計算式を用いて算出した価額としします。

目標基準価額 =  $(1 + \text{日次目標リターン・レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$

目標リターン・レートは、6ヵ月物譲渡性預金利率（各計算期間の期初の前営業日に日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用しますので、目標リターン・レートは各計算期毎に異なります。）とし、各計算期間毎に見直します。目標基準価額を計算する際に使用する日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとしします。

日次目標リターン・レート =  $(1 + \text{目標リターン・レート})^{1/365} - 1$

実績報酬は、発生のおつど信託財産の費用として計上し、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

## (4) 【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支払われます。
- ④ 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

①個別元本方式について

- (A) 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「②収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

②収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

④個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A) 個人の受益者に対する課税

◇収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告

を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◇一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※ 上記の内容は、税法の改正等により変更されることがあります。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

## 5【運用状況】

以下は、平成22年10月29日現在の投資状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

### (1)【投資状況】

資産の種類		国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託 受益証券	ユナイテッド米国株式マ ーケット・ニュートラル・マ ザーファンド	日本	112,487,480	98.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）			2,147,640	1.87
合計（純資産総額）			114,635,120	100.00

（参考情報）親投資信託受益証券の投資状況

ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド

資産の種類		国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式		アメリカ	1,448,431,907	93.21
		スイス	25,772,985	1.65
		小計	1,474,204,892	94.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）			79,812,153	5.14
合計（純資産総額）			1,554,017,045	100.00

（注1）現金・預金・その他の資産（負債控除後）には、株式（売建）を含みます。

（注2）株式（売建）の時価合計は、1,479,219,729円、投資比率は95.19%です。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ユナイテッド米国 株式マーケット・ ニュートラル・マ ザーファンド	97,645,382	1.1678	114,030,277	1.1520	112,487,480	98.13

#### 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.13
合計	98.13

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考情報) 親投資信託受益証券の投資資産

ユニテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

株式(買建)

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC.	ヘルスケア機器・サービス	16,413	2,820.42	46,291,619	2,776.95	45,578,141	2.93
2	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	9,435	4,136.58	39,028,679	4,819.42	45,471,286	2.93
3	アメリカ	株式	DEVON ENERGY CORPORATION	エネルギー	8,423	5,134.08	43,244,425	5,236.00	44,102,909	2.84
4	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	7,186	4,311.72	30,984,040	5,434.19	39,050,090	2.51
5	アメリカ	株式	BEST BUY CO. INC.	小売	11,068	2,748.64	30,421,971	3,470.18	38,407,963	2.47
6	アメリカ	株式	VALERO ENERGY CORP	エネルギー	25,446	1,415.32	36,014,479	1,473.81	37,502,716	2.41
7	アメリカ	株式	M & T BANK CORP	銀行	6,162	6,597.25	40,652,266	6,039.24	37,213,842	2.39
8	アメリカ	株式	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	公益事業	8,436	4,191.85	35,362,500	4,289.59	36,187,037	2.33
9	アメリカ	株式	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	銀行	7,861	4,659.03	36,624,685	4,338.93	34,108,404	2.19
10	アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	6,152	5,006.28	30,798,647	5,260.27	32,361,222	2.08
11	アメリカ	株式	AMGEN INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,777	4,497.30	30,478,257	4,632.57	31,394,928	2.02
12	アメリカ	株式	APACHE CORP	エネルギー	3,825	7,524.12	28,779,789	8,118.12	31,051,810	2.00
13	アメリカ	株式	FORD MOTOR CO.	自動車・自動車部品	24,606	1,046.71	25,755,508	1,150.25	28,303,194	1.82
14	アメリカ	株式	GRAINGER W W INC.	資本財	2,853	8,271.00	23,597,170	9,795.77	27,947,357	1.80
15	アメリカ	株式	PLUM CREEK TIMBER CO	不動産	9,397	2,844.09	26,725,936	2,950.05	27,721,697	1.78
16	アメリカ	株式	SYMANTEC CORP	ソフトウェア・サービス	20,462	1,219.82	24,959,981	1,330.64	27,227,565	1.75
17	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	41,924	673.68	28,243,765	642.26	26,926,384	1.73
18	アメリカ	株式	TYSON FOODS INC-CL A	食品・飲料・タバコ	21,196	1,361.87	28,866,260	1,257.83	26,661,166	1.72
19	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	13,407	1,833.84	24,586,304	1,955.92	26,223,022	1.69
20	アメリカ	株式	SCANA CORP	公益事業	7,923	3,227.01	25,567,616	3,307.59	26,206,052	1.69
21	スイス	株式	TYCO INTERNATIONAL LTD.	資本財	8,319	2,997.82	24,938,908	3,098.08	25,772,985	1.66
22	アメリカ	株式	H&R BLOCK INC	消費者サービス	27,201	1,144.81	31,140,003	941.55	25,611,362	1.65
23	アメリカ	株式	JABIL CIRCUIT INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21,205	1,223.29	25,940,013	1,206.87	25,591,864	1.65
24	アメリカ	株式	EASTMAN CHEMICAL CO.	素材	3,834	4,860.67	18,635,847	6,394.35	24,515,955	1.58
25	アメリカ	株式	MOLEX INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14,390	1,637.48	23,563,458	1,639.64	23,594,423	1.52
26	アメリカ	株式	SANDISK CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7,552	3,250.86	24,550,538	3,077.86	23,244,032	1.50
27	アメリカ	株式	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	資本財	3,913	6,350.53	24,849,650	5,762.60	22,549,067	1.45
28	アメリカ	株式	SUPERVALU INC	食品・生活必需品 小売り	25,674	1,058.85	27,184,917	876.03	22,491,417	1.45
29	アメリカ	株式	NYSE EURONEXT	各種金融	8,744	2,387.50	20,876,351	2,459.86	21,509,058	1.38
30	アメリカ	株式	SARA LEE CORP.	食品・飲料・タバコ	17,339	1,184.22	20,533,357	1,176.14	20,393,101	1.31

種類別及び業種別投資比率（買建）

国内・外国	種類	業種	投資比率 (%)
外国	株式	エネルギー	15.12
		ヘルスケア機器・サービス	7.47
		ソフトウェア・サービス	6.97
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.63
		資本財	6.30
		銀行	6.28
		公益事業	5.10
		素材	4.71
		各種金融	3.83
		半導体・半導体製造装置	3.75
		小売	3.69
		食品・飲料・タバコ	3.57
		メディア	3.39
		自動車・自動車部品	3.05
		耐久消費財・アパレル	2.78
		不動産	2.32
		電気通信サービス	2.25
		消費者サービス	2.15
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.02
		食品・生活必需品小売り	1.45
保険	1.22		
運輸	0.54		
商業・専門サービス	0.27		
合計			94.86

株式（売建）

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	PRECISION CASTPARTS CORP	資本財	4,212	9,490.01	39,971,942	11,119.94	46,837,222	3.01
2	アメリカ	株式	PACCAR INC.	資本財	11,192	3,244.49	36,312,420	4,141.56	46,352,429	2.98
3	アメリカ	株式	EQT CORP	エネルギー	15,049	3,514.41	52,888,388	3,013.96	45,357,105	2.92
4	アメリカ	株式	SPECTRA ENERGY CORP	エネルギー	23,441	1,782.58	41,785,544	1,912.23	44,824,808	2.88
5	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	保険	6,763	6,452.14	43,635,857	6,479.28	43,819,432	2.82
6	アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	各種金融	21,141	2,253.18	47,634,659	2,036.00	43,043,103	2.77
7	アメリカ	株式	EMC CORP/MASS	テクノロジー・ ハードウェアおよび 機器	25,278	1,524.19	38,528,513	1,697.07	42,898,591	2.76
8	アメリカ	株式	COCA-COLA CO.	食品・飲料・タバコ	8,557	4,552.10	38,952,369	4,951.27	42,368,076	2.73
9	アメリカ	株式	KING PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	34,985	790.29	27,648,481	1,144.59	40,043,604	2.58



順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
10	アメリカ	株式	DAVITA INC	ヘルスケア機器・サービス	6,477	5,468.13	35,417,079	5,756.94	37,287,709	2.40
11	アメリカ	株式	ONEOK INC.	公益事業	8,452	3,752.12	31,712,998	4,016.99	33,951,662	2.18
12	アメリカ	株式	SOUTHWESTERN ENE US	エネルギー	12,488	3,102.08	38,738,889	2,721.13	33,981,591	2.19
13	アメリカ	株式	JUNIPER NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,078	2,288.37	29,927,409	2,571.49	33,629,987	2.16
14	アメリカ	株式	STANLEY BLACK & DECKER INC	耐久消費財・アパレル	6,848	4,460.95	30,548,640	4,923.77	33,718,006	2.17
15	アメリカ	株式	NRG ENERGY INC	公益事業	19,147	1,754.66	33,596,663	1,600.81	30,650,768	1.97
16	アメリカ	株式	FIRST SOLAR INC	半導体・半導体製造装置	2,444	10,019.03	24,486,523	12,226.52	29,881,623	1.92
17	アメリカ	株式	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	素材	3,059	7,293.04	22,309,417	9,637.23	29,480,301	1.90
18	アメリカ	株式	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	半導体・半導体製造装置	28,535	939.13	26,798,157	1,028.11	29,337,173	1.89
19	アメリカ	株式	RANGE RESOURCES CORP	エネルギー	9,784	3,566.26	34,892,320	2,974.32	29,100,799	1.87
20	アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア機器・サービス	55,782	565.47	31,543,401	516.07	28,787,874	1.85
21	アメリカ	株式	LEUCADIA NATIONAL CORP	各種金融	14,023	1,887.97	26,475,040	2,020.63	28,335,325	1.82
22	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC.	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,638	1,984.89	27,069,970	1,875.83	25,582,694	1.65
23	アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	各種金融	20,497	1,402.63	28,749,760	1,248.94	25,599,556	1.65
24	アメリカ	株式	MONSTER WORLDWIDE INC	ソフトウェア・サービス	21,281	1,130.84	24,065,453	1,164.00	24,771,235	1.59
25	アメリカ	株式	DENBURY RESOURCES INC	エネルギー	18,066	1,353.28	24,448,532	1,354.90	24,477,759	1.58
26	アメリカ	株式	CERNER CORP	ヘルスケア機器・サービス	3,448	6,639.60	22,893,368	7,057.65	24,334,786	1.57
27	アメリカ	株式	BEMIS CO INC.	素材	9,246	2,393.36	22,129,059	2,556.93	23,641,402	1.52
28	アメリカ	株式	NOVELL INC	ソフトウェア・サービス	48,549	481.87	23,394,533	479.67	23,287,873	1.50
29	アメリカ	株式	CABOT OIL & GAS CORP	エネルギー	9,115	2,712.09	24,720,758	2,286.76	20,843,820	1.34
30	アメリカ	株式	TIFFANY&CO	小売	5,031	3,744.66	18,839,430	4,165.83	20,958,316	1.35

種類別及び業種別投資比率（売建）

国内・外国	種類	業種	投資比率 (%)
外国	株式	エネルギー	15.49
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.11
		素材	6.83
		資本財	6.81
		各種金融	6.24
		ヘルスケア機器・サービス	5.82
		保険	5.53
		公益事業	5.24
		半導体・半導体製造装置	5.21
		銀行	4.66
		ソフトウェア・サービス	4.35

国内・外国	種類	業種	投資比率 (%)
		食品・飲料・タバコ	4.28
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.24
		小売	2.86
		耐久消費財・アパレル	2.30
		不動産	2.06
		メディア	1.80
		消費者サービス	0.99
		電気通信サービス	0.95
		食品・生活必需品小売り	0.88
		自動車・自動車部品	0.54
合計			95.19

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

資産の種類	買建・売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	18,700,000.00	1,557,598,500	1,512,456,000	△97.33

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成22年10月29日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成14年3月20日)	486,430,239	486,430,239	0.9981	0.9981
第2期	(平成14年9月20日)	388,880,369	388,880,369	1.0048	1.0048
第3期	(平成15年3月20日)	353,547,818	353,547,818	0.9513	0.9513
第4期	(平成15年9月22日)	293,380,656	293,380,656	0.9619	0.9619
第5期	(平成16年3月22日)	245,795,424	245,795,424	0.9743	0.9743
第6期	(平成16年9月21日)	230,737,450	230,737,450	0.9479	0.9479
第7期	(平成17年3月22日)	240,891,615	240,891,615	0.9690	0.9690
第8期	(平成17年9月20日)	200,718,160	200,718,160	0.9442	0.9442
第9期	(平成18年3月20日)	185,877,937	185,877,937	0.9416	0.9416
第10期	(平成18年9月20日)	152,142,596	152,142,596	0.9444	0.9444
第11期	(平成19年3月20日)	137,925,060	137,925,060	0.9463	0.9463
第12期	(平成19年9月20日)	129,714,215	129,714,215	0.9165	0.9165
第13期	(平成20年3月21日)	127,118,257	127,118,257	0.9156	0.9156
第14期	(平成20年9月22日)	130,547,232	130,547,232	0.9394	0.9394

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第15期	(平成21年3月23日)	127,649,164	127,649,164	0.9179	0.9179
第16期	(平成21年9月24日)	121,308,318	121,308,318	0.8701	0.8701
第17期	(平成22年3月23日)	121,549,164	121,549,164	0.8718	0.8718
第18期	(平成22年9月21日)	116,642,695	116,642,695	0.8360	0.8360
	平成21年10月末日	121,623,280	—	0.8719	—
	平成21年11月末日	121,580,912	—	0.8726	—
	平成21年12月末日	121,147,216	—	0.8690	—
	平成22年1月末日	119,751,407	—	0.8588	—
	平成22年2月末日	120,537,116	—	0.8646	—
	平成22年3月末日	121,667,318	—	0.8727	—
	平成22年4月末日	122,106,085	—	0.8757	—
	平成22年5月末日	121,578,199	—	0.8718	—
	平成22年6月末日	120,734,986	—	0.8656	—
	平成22年7月末日	119,146,449	—	0.8541	—
	平成22年8月末日	115,458,711	—	0.8277	—
	平成22年9月末日	115,962,535	—	0.8312	—
	平成22年10月末日	114,635,120	—	0.8215	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000
第13期	0.0000
第14期	0.0000
第15期	0.0000
第16期	0.0000
第17期	0.0000
第18期	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	収益率 (%)
第1期	△0.2
第2期	0.7
第3期	△5.3
第4期	1.1
第5期	1.3
第6期	△2.7
第7期	2.2
第8期	△2.6
第9期	△0.3
第10期	0.3
第11期	0.2
第12期	△3.1
第13期	△0.1
第14期	2.6
第15期	△2.3
第16期	△5.2
第17期	0.2
第18期	△4.1

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期	526,371,645	39,013,788
第2期	11,287,989	111,623,286
第3期	18,485,400	33,859,956
第4期	7,536,513	74,192,446
第5期	17,142,241	69,866,636
第6期	164,564,624	173,410,398
第7期	26,074,676	20,897,590
第8期	456,395	36,484,931
第9期	381,270	15,537,017
第10期	359,188	36,666,052
第11期	278,554	15,637,312
第12期	273,085	4,494,833
第13期	315,641	3,006,000
第14期	371,981	235,439
第15期	161,844	64,157
第16期	463,848	114,138
第17期	262,532	262,344
第18期	120,017	22,272

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

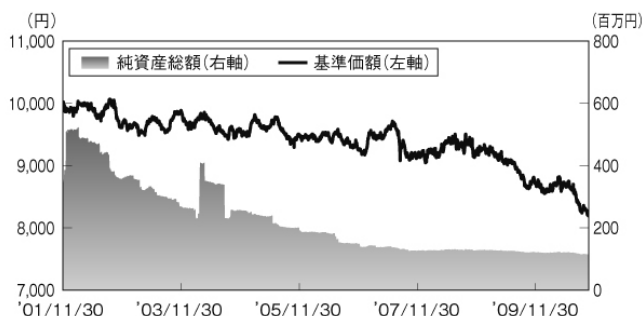
(注2) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

## 運用実績

データ基準日：2010年9月30日現在

### ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	8,312 円
純資産総額	116 百万円

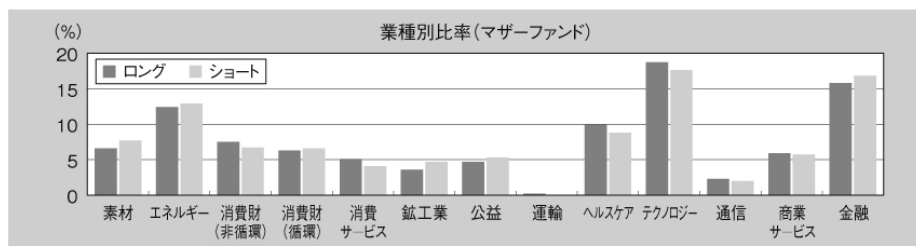


### ■ 分配の推移

決算期	分配金
第14期(平成20年9月22日)	0 円
第15期(平成21年3月23日)	0 円
第16期(平成21年9月24日)	0 円
第17期(平成22年3月23日)	0 円
第18期(平成22年9月21日)	0 円
設定来累計	0 円

\*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

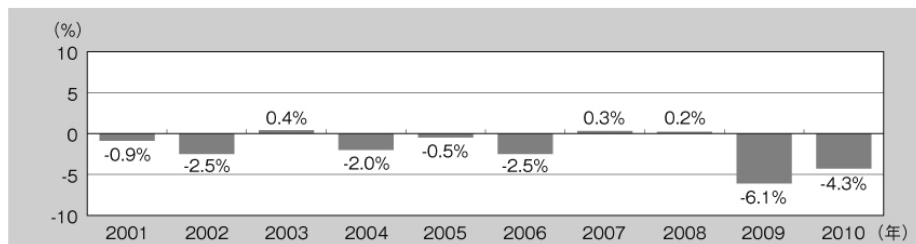
### ■ 主要な資産の状況



マザーファンドの組入れ上位10銘柄					
ロング・ポジション			ショート・ポジション		
銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
デボン・エナジー	エネルギー	3.1	プレジジョン・キャストパーツ	テクノロジー	-3.1
コノコ・フィリップス	エネルギー	2.8	パークシャー・ハサウエー	金融	-3.0
W・W・グレインジャー	鉱工業	2.8	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	金融	-3.0
カーディナルヘルス	ヘルスケア	2.7	パッカー	循環消費財	-3.0
コグニザント・テクノロジー・ソリューションズ	商業サービス	2.7	EMC	テクノロジー	-2.9
ベストバイ	循環消費財	2.5	EQT	エネルギー	-2.7
PNCファイナンシャルサービス・グループ	金融	2.3	スペクトラ・エナジー	エネルギー	-2.4
マケッソン・コーポレーション	ヘルスケア	2.1	ジュニパーネットワークス	テクノロジー	-2.4
アパッチ	エネルギー	2.1	スタンレー・ブラック&デッカー	鉱工業	-2.3
アムジェン	ヘルスケア	2.1	サウスウエスタン・エナジー	エネルギー	-2.2

\*比率は、マザーファンドの株式ポートフォリオ内に対する比率です。

### ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*当ファンドにはベンチマークはありません。2001年は設定日(11月30日)から12月末までの収益率です。2010年は9月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1) お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。  
ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。
- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (4) お申込み単位は、1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位として一部解約（換金）の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。
- (2) 受益者は、一部解約（換金）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約（換金）を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約（換金）にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま

す。

- (3)一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。  
ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。
- (4)一部解約（換金）の価額は、一部解約（換金）の請求受付日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。  
なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約（換金）の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。
- (5)一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6)信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午までをお願いいたします。
- (7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。  
この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約（換金）の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。
- (8) 買取り（買取請求制）  
販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取する方法により換金する方法）による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

※ 基準価額の照会方法については、「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ② 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

照 会 先
<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク> 電話 番 号：03-5542-7150 受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで ホームページアドレス： <a href="http://www.unitedinv.co.jp/">http://www.unitedinv.co.jp/</a>

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ①基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額<sup>※</sup>を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

※ 信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総

額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

## ②基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

## (2) 【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 ①信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

## (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月21日から9月20日まで、および、毎年9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、最終計算期間の最終日は、約款に定める信託期間の終了日とします。なお、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

## (5) 【その他】

### ①信託契約の解約

(A) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(B) 委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(C) 上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(D) 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

(E) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じ



ている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「④信託約款の変更(E)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (I) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

#### ②委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### ③受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「④信託約款の変更」の規定にしたがい新受託会社を選任します。ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ④信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記(C)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### ⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

#### ⑦関係法人との契約の更新

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の

解約を行うことができます。

- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。
- (C) 委託会社と投資顧問会社の間で締結されるマザーファンドにおける運用の委託の契約期間は、マザーファンドの信託期間と同じです。ただし、当該契約のいずれかの当事者も、60日前の書面の通知をもって、当該契約の解約ができます。また、当該契約は、当事者の合意により変更されることがあります。

#### ⑧ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

照 会 先
<ユニテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク> 電話 番 号：03-5542-7150 受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで ホームページアドレス： <a href="http://www.unitedinv.co.jp/">http://www.unitedinv.co.jp/</a>

## 4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。  
受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。
- ④ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

### (2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

### (3) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

②償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第17期計算期間（平成21年9月25日から平成22年3月23日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第18期計算期間（平成22年3月24日から平成22年9月21日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第17期計算期間（平成21年9月25日から平成22年3月23日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第18期計算期間（平成22年3月24日から平成22年9月21日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成21年9月25日から平成22年3月23日まで）及び第18期計算期間（平成22年3月24日から平成22年9月21日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年5月21日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社


取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小西 文夫 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

樽本 修平 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマーケット・ニュートラルの平成21年9月25日から平成22年3月23日までの第17期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーケット・ニュートラルの平成22年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


# 独立監査人の監査報告書

平成22年11月19日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小西 文夫 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

三宅 孝典 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマーケット・ニュートラルの平成22年3月24日から平成22年9月21日までの第18期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーケット・ニュートラルの平成22年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 1 【財務諸表】

## マーケット・ニュートラル

### (1) 【貸借対照表】

区分	第17期 (平成22年3月23日現在)	第18期 (平成22年9月21日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,271,208	4,950,451
親投資信託受益証券	120,683,310	114,030,277
未収利息	7	14
流動資産合計	123,954,525	118,980,742
資産合計	123,954,525	118,980,742
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,530	—
未払受託者報酬	62,556	62,791
未払委託者報酬	875,708	879,024
その他未払費用	1,464,567	1,396,232
流動負債合計	2,405,361	2,338,047
負債合計	2,405,361	2,338,047
純資産の部		
元本等		
元本	139,421,103	139,518,848
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△17,871,939	△22,876,153
(分配準備積立金)	570,984	570,893
元本等合計	121,549,164	116,642,695
純資産合計	121,549,164	116,642,695
負債純資産合計	123,954,525	118,980,742

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第17期	第18期
	自 平成21年 9 月25日 至 平成22年 3 月23日	自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	919	641
有価証券売買等損益	2,643,414	△2,653,033
営業収益合計	2,644,333	△2,652,392
営業費用		
受託者報酬	62,556	62,791
委託者報酬	875,708	879,024
その他費用	1,464,567	1,396,232
営業費用合計	2,402,831	2,338,047
営業利益又は営業損失 (△)	241,502	△4,990,439
経常利益又は経常損失 (△)	241,502	△4,990,439
当期純利益又は当期純損失 (△)	241,502	△4,990,439
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△107	△389
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△18,112,597	△17,871,939
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,086	2,855
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,086	2,855
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,037	17,019
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,037	17,019
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△17,871,939	△22,876,153

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第17期		第18期	
	自	平成21年9月25日 至 平成22年3月23日	自	平成22年3月24日 至 平成22年9月21日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。		親投資信託受益証券 同左	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年9月20日、その翌日、翌々日及び平成21年9月23日が休日のため、前計算期間末日を平成21年9月24日としており、平成22年3月20日、その翌日及び翌々日が休日のため、当計算期間末日を平成22年3月23日としております。このため、当計算期間は180日となっております。		計算期間末日の取扱い 平成22年3月20日、その翌日及び翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成22年3月23日としており、平成22年9月20日が休日のため、当計算期間末日を平成22年9月21日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期		第18期	
	(平成22年3月23日現在)		(平成22年9月21日現在)	
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額				
期首元本額	139,420,915円		139,421,103円	
期中追加設定元本額	262,532円		120,017円	
期中一部解約元本額	262,344円		22,272円	
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,871,939円であります。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,876,153円であります。	
3. 計算期間末日における受益権の総数	139,421,103口		139,518,848口	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期		第18期	
	自	平成21年9月25日 至 平成22年3月23日	自	平成22年3月24日 至 平成22年9月21日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	177,724円		178,961円	
2. 分配金の計算過程				



項目	第17期	第18期
	自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 9月21日
費用控除後の配当等収益額	198円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	465,150円	465,967円
分配準備積立金額	570,786円	570,893円
当ファンドの分配対象収益額	1,036,134円	1,036,860円
当ファンドの期末残存口数	139,421,103口	139,518,848口
1万口当たり収益分配対象額	74.30円	74.30円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

(金融商品に関する注記)

項目	第17期	第18期
	自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 9月21日
1. 金融商品の状況に関する事項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</li> <li>金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</li> <li>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</li> <li>金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</li> </ul>

項目	第17期		第18期	
	自	平成21年9月25日 至 平成22年3月23日	自	平成22年3月24日 至 平成22年9月21日
2. 金融商品の時価等に関する事項	—			金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	—			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</li> <li>・ 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</li> <li>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</li> </ul>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第17期	
	自	平成21年9月25日 至 平成22年3月23日
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	120,683,310	2,627,284
合計	120,683,310	2,627,284

売買目的有価証券

種類	第18期	
	自	平成22年3月24日 至 平成22年9月21日
	損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	△2,587,603	
合計	△2,587,603	

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第17期 (平成22年3月23日現在)	第18期 (平成22年9月21日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.8718円 (8,718円)	0.8360円 (8,360円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド	97,645,382	114,030,277	
合計			97,645,382	114,030,277	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は、次の通りです。

ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成22年 3 月23日現在)	(平成22年 9 月21日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,121,191	5,622,293
株式	1,523,365,512	1,527,059,520
未収入金	—	324,792,559
未収配当金	1,956,412	1,586,922
未収利息	63	16
差入保証金	1,590,378,384	1,571,622,368
流動資産合計	3,144,821,562	3,430,683,678
資産合計	3,144,821,562	3,430,683,678
負債の部		
流動負債		
売却借入有価証券	1,499,754,987	1,521,826,660
派生商品評価勘定	23,816,400	26,068,125
未払金	1,033,108	307,371,239
未払利息	81,213	42,633
その他未払費用	2,142	14,832
流動負債合計	1,524,687,850	1,855,323,489
負債合計	1,524,687,850	1,855,323,489
純資産の部		
元本等		
元本	1,356,608,803	1,348,972,932
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	263,524,909	226,387,257
元本等合計	1,620,133,712	1,575,360,189
純資産合計	1,620,133,712	1,575,360,189
負債純資産合計	3,144,821,562	3,430,683,678

(注) 「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の計算期間は、原則と

して、毎年3月6日から翌年3月5日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成22年3月23日及び平成22年9月21日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年9月25日 至 平成22年3月23日	自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等に上場されている有価証券           <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</p> </li> <li>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券           <p>当該有価証券については、原則として、金融商品取引業者等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</p> </li> <li>・時価が入手できなかった有価証券           <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</p> </li> </ul>	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等に上場されている有価証券           <p>同左</p> </li> <li>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券           <p>同左</p> </li> <li>・時価が入手できなかった有価証券           <p>同左</p> </li> </ul>
2. デリバティブの評価	為替予約取引	為替予約取引

項目	自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 9月21日
基準および評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合 x には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年 3月23日現在)	(平成22年 9月21日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,409,508,589円	1,356,608,803円
同期中における追加設定元本額	11,080,811円	0円
同期中における一部解約元本額	63,980,597円	7,635,871円
同期末における元本の内訳		
ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル (非課税適格機関投資家専用)	1,255,559,393円	1,251,327,550円

項目	(平成22年 3 月23日現在)	(平成22年 9 月21日現在)
マーケット・ニュートラル 計	101, 049, 410円 1, 356, 608, 803円	97, 645, 382円 1, 348, 972, 932円
2. 売却借入有価証券に係る取引を行うために、株式を担保として差し入れている額	1, 523, 365, 512円	1, 527, 059, 520円
3. 売却借入有価証券	当該有価証券売却取引は、受渡に有価証券を充当しております。なお、当該取引に係る借入有価証券の貸借対照表計上額は、時価評価されております。また、当該取引の売買損益は、借入有価証券の買戻し約定日に計上されます。	同左
4. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期末における受益権の総数	1, 356, 608, 803口	1, 348, 972, 932口

(金融商品に関する注記)

項目	自 平成21年 9 月25日 至 平成22年 3 月23日	自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日
1. 金融商品の状況に関する事項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</li> <li>金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。</li> <li>金融商品に係るリスク管理体制</li> </ul>
	—	
	—	

項目	自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 9月21日
2. 金融商品の時価等に関する事項	—	<p>委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</p> <p>・ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>・ 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>・ 時価の算定方法</p> <p>株式、売却借入有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>為替予約取引 「（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>



(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成22年 3月23日現在)		
	貸借対照表計上額		当計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
	資産 (円)	負債 (円)	
株式	1,523,365,512	—	72,019,718
売却借入有価証券	—	1,499,754,987	△50,361,612
合計	1,523,365,512	1,499,754,987	21,658,106

売買目的有価証券

種類	(平成22年 9月21日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
株式	21,352,591	
売却借入有価証券	3,916,894	
合計	25,269,485	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 9月21日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	—
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託財産に属する外貨建資産等の為替変動リスクを回避するため、及び外貨建資産等の売買時の円換算額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	—
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産に属する外貨建資産等の為替変動リスクを回避する為、及び外貨建資産等の売買時の円換算額を確定する目的で利用しております。	—
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	—
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、	—

取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当部署の承認を得て行っております。	
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—

## II 取引の時価等に関する事項

### 通貨関連

区分	種類	(平成22年3月23日現在)				(平成22年9月21日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	売建 米ドル	1,582,989,600	—	1,606,806,000	△23,816,400	1,548,301,875	—	1,574,370,000	△26,068,125
	合計	1,582,989,600	—	1,606,806,000	△23,816,400	1,548,301,875	—	1,574,370,000	△26,068,125

#### (注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物  
売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以  
下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表さ  
れている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算して  
おります。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該  
日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間  
末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

項目	(平成22年3月23日現在)	(平成22年9月21日現在)
1口当たり純資産の額	1.1943円	1.1678円
(1万口当たり)	(11,943円)	(11,678円)

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## ① 株式(買建)

(注) 下記の株式はすべて担保に差入れております。

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	APACHE CORP	3,825	96.03	367,314.75	
	CONOCOPHILLIPS	8,706	56.83	494,761.98	
	DEVON ENERGY CORPORATION	8,487	62.93	534,086.91	
	EL PASO CORPORATION	11,501	12.34	141,922.34	
	HELMERICH & PAYNE	650	39.26	25,519.00	
	MARATHON OIL CORP	6,833	32.34	220,979.22	
	MURPHY OIL CORP	1,726	60.74	104,837.24	
	PIONEER NATURAL US	2,180	66.89	145,820.20	
	QEP RESOURCES INC	864	29.77	25,721.28	
	SUNOCO INC.	3,530	34.88	123,126.40	
	VALERO ENERGY CORP	13,698	17.24	236,153.52	
	AK STEEL HOLDING CORP	6,867	13.89	95,382.63	
	BALL CORP.	1,821	60.02	109,296.42	
	DOW CHEMICAL	1,683	27.17	45,727.11	
	EASTMAN CHEMICAL CO.	4,284	71.35	305,663.40	
	INTERNATIONAL PAPER CO.	7,104	21.97	156,074.88	
	NEWMONT MINING	2,377	63.27	150,392.79	
	SEALED AIR CORP.	7,771	22.72	176,557.12	
	FASTENAL CO US	198	52.21	10,337.58	
	GRAINGER W W INC.	4,143	121.01	501,344.43	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	432	36.90	15,940.80	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	3,800	71.56	271,928.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP.	2,809	70.71	198,624.39	
	MASCO CORP.	2,740	11.15	30,551.00	
	AVERY DENNISON CORP.	3,922	36.89	144,682.58	
	PITNEY BOWES	2,183	21.35	46,607.05	
	RR DONNELLEY & SONS CO	5,546	17.07	94,670.22	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	651	68.79	44,782.29	
	SOUTHWEST AIRLINES CO.	1,241	12.17	15,102.97	
	FORD MOTOR CO.	14,783	12.57	185,822.31	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER CO.	18,171	11.28	204,968.88	
	EASTMAN KODAK CO.	3,734	3.99	14,898.66	
HARMAN INTERNATIONAL	3,298	34.19	112,758.62		

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
	NEWELL RUBBERMAID INC.	12,526	17.75	222,336.50	
	WHIRLPOOL CORP.	1,569	79.88	125,331.72	
	H&R BLOCK INC	19,769	13.23	261,543.87	
	MARRIOTT INTL INC. C1. A	2,392	36.40	87,068.80	
	NEW YORK TIMES CO. CLASS A	16,688	8.44	140,846.72	
	TIME WARNER CABLE	1,946	52.79	102,729.34	
	TIME WARNER INC	11,403	31.91	363,869.73	
	VIACOM INC-CLASS B	3,739	35.76	133,706.64	
	AMAZON.COM INC	770	151.32	116,516.40	
	BEST BUY CO. INC.	11,068	38.32	424,125.76	
	FAMILY DOLLAR STORES	326	43.94	14,324.44	
	GAMESTOP CORP-CL A	759	19.56	14,846.04	
	J. C. PENNEY CO INC(HLDG CO)	3,689	24.85	91,671.65	
	PRICELINE.COM INC	191	347.46	66,365.81	
	SAFEWAY INC.	1,541	20.97	32,314.77	
	SUPERVALU INC	15,361	11.56	177,573.16	
	COCA COLA ENTERPRISES INC.	4,290	30.06	128,957.40	
	HERSHEY FOODS CORP.	5,851	48.13	281,608.63	
	MOLSON COORS BREWING CO -B	348	45.93	15,983.64	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	825	55.95	46,158.75	
	SARA LEE CORP.	17,339	14.18	245,867.02	
	TYSON FOODS INC-CL A	15,678	16.23	254,453.94	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	6,566	30.62	201,050.92	
	CARDINAL HEALTH INC.	14,717	33.11	487,279.87	
	EXPRESS SCRIPTS INC	1,749	47.67	83,374.83	
	HUMANA INC	208	50.98	10,603.84	
	INTUITIVE SURGICAL INC	88	306.32	26,956.16	
	MCKESSON CORP	6,152	62.99	387,514.48	
	TENET HEALTH CARE	10,790	4.34	46,828.60	
	ALLERGAN INC.	1,552	66.30	102,897.60	
	AMGEN INC.	6,681	56.00	374,136.00	
	M & T BANK CORP	4,028	91.00	366,548.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	7,861	53.98	424,336.78	
	US BANCORP	13,312	23.28	309,903.36	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP.	3,930	39.33	154,566.90	
	CME GROUP INC	470	272.62	128,131.40	
	FEDERATED INVESTORS INC-CL B	1,799	23.32	41,952.68	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	566	151.90	85,975.40	
	JANUS CAPITAL GROUP INC	3,853	10.91	42,036.23	
	JPMORGAN CHASE & CO	213	41.17	8,769.21	
	LEGG MASON INC	2,595	30.88	80,133.60	
	MORGAN STANLEY	2,541	26.84	68,200.44	
	NYSE EURONEXT	5,581	29.57	165,030.17	

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
	T ROWE PRICE GROUP INC	438	51.02	22,346.76	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	3,674	56.30	206,846.20	
	THE TRAVELERS COS INC	451	53.56	24,155.56	
	KIMCO REALTY CORP	5,942	16.80	99,825.60	
	PLUM CREEK TIMBER CO	10,316	35.72	368,487.52	
	AUTODESK INC	87	33.44	2,909.28	
	CA INC	8,091	20.71	167,564.61	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	7,443	64.19	477,766.17	
	COMPUTER SCIENCES CORP	4,994	44.52	222,332.88	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	1,145	131.79	150,899.55	
	SAIC INC	6,628	15.83	104,921.24	
	SALESFORCE.COM INC	968	123.14	119,199.52	
	SYMANTEC CORP	20,913	15.10	315,786.30	
	APPLE INC	622	283.37	176,256.14	
	DELL INC	7,124	12.67	90,261.08	
	HARRIS CORP US	1,326	45.62	60,492.12	
	JABIL CIRCUIT INC	19,940	13.12	261,612.80	
	JDS UNIPHASE CORP.	10,745	12.46	133,882.70	
	LEXMARK INTL GROUP INC.	5,066	42.48	215,203.68	
	MOLEX INC	8,249	20.11	165,887.39	
	MOTOROLA INC.	12,870	8.45	108,751.50	
	SANDISK CORP	2,014	37.81	76,149.34	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	19,299	9.89	190,867.11	
	SPRINT NEXTEL CORP	47,108	4.63	218,110.04	
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	658	31.23	20,549.34	
	DTE ENERGY CO.	3,320	46.55	154,546.00	
	EXELON CORPORATION	6,067	42.74	259,303.58	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	3,354	50.82	170,450.28	
	SCANA CORP	7,261	40.49	293,997.89	
	TECO ENERGY	6,639	17.31	114,921.09	
	ADVANCED MICRO DEVICED	33,005	6.08	200,670.40	
	MICRON TECHNOLOGY INC	26,078	6.95	181,242.10	
	NOVELLUS SYSTEMS INC.	590	25.73	15,180.70	
	TERADYNE INC	12,313	10.43	128,424.59	
	小計	709,616		17,816,585.23	
				(1,527,059,520)	
合計		709,616		1,527,059,520	
				(1,527,059,520)	

② 株式 (売建)

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	462	38.07	17,588.34	
	ADOBE SYSTEMS INC	4,023	33.10	133,161.30	
	AETNA INC.	1,998	30.53	60,998.94	
	AFLAC INC	2,063	53.61	110,597.43	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC.	1,855	45.42	84,254.10	
	AMERICAN TOWER CORP-CL A	4,242	50.07	212,396.94	
	AON CORP.	2,712	38.81	105,252.72	
	APARTMENT INVT & MGMT	9,737	22.67	220,737.79	
	APOLLO GROUP INC-CL A	2,720	51.66	140,515.20	
	ARCHER DANIELS MIDLAND CO.	6,304	32.95	207,716.80	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	85	42.06	3,575.10	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	20,769	25.94	538,747.86	
	BEMIS CO INC.	8,221	31.22	256,659.62	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	6,499	83.51	542,731.49	
	BOSTON PROPERTIES INC	445	88.88	39,551.60	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	43,273	5.54	239,732.42	
	BRISTOL MYERS SQUIBB CO.	941	27.81	26,169.21	
	CABOT OIL & GAS CORP	7,176	27.67	198,559.92	
	CARMAX INC	5,913	23.89	141,261.57	
	CB RICHARD ELLIS GROUP INC-A	828	18.75	15,525.00	
	CBS CORP-CL B	1,079	15.71	16,951.09	
	CERNER CORP	1,977	80.71	159,563.67	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,401	101.09	242,717.09	
	CISCO SYSTEMS INC.	10,292	21.75	223,851.00	
	COCA-COLA CO.	5,456	57.97	316,284.32	
	CVS CAREMARK COR US	1,154	30.30	34,966.20	
	DAVITA INC	3,426	65.99	226,081.74	
	DENBURY RESOURCES INC	18,066	15.97	288,514.02	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	1,123	43.37	48,704.51	
	DUKE ENERGY CORP	213	17.78	3,787.14	
	EMC CORP/MASS	25,278	20.81	526,035.18	
	EOG RESOURCES INC.	1,253	87.73	109,925.69	
	EQT CORP	13,666	34.14	466,557.24	
	EQUITY RESIDENTIAL	1,000	50.48	50,480.00	
	EXXON MOBIL CORP.	1,573	61.58	96,865.34	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	6,267	27.64	173,219.88	
	FIRST HORIZON NATIONAL CORP	19,373	11.12	215,427.76	
	FIRST SOLAR INC	1,642	145.82	239,436.44	
	FISERV INC	1,507	54.27	81,784.89	
	FLIR SYSTEM INC	650	27.76	18,044.00	
	FREEMONT MCMORAN COPPER AND GO	2,042	83.35	170,200.70	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	1,211	12.91	15,634.01	

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
	GOODRICH B F CO.	2,283	73.42	167,617.86	
	HARLEY DAVIDSON INC. WIS	973	28.50	27,730.50	
	INTL GAME TECHNOLOGY	8,436	15.25	128,649.00	
	JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	1,802	61.59	110,985.18	
	JUNIPER NETWORKS INC	13,794	30.37	418,923.78	
	KEYCORP	7,201	8.36	60,200.36	
	KING PHARMACEUTICALS INC	28,306	9.56	270,605.36	
	KRAFT FOODS INC-A	11,558	31.57	364,886.06	
	LEUCADIA NATIONAL CORP	14,023	24.05	337,253.15	
	LINCOLN NATIONAL CORP.	126	25.29	3,186.54	
	LOWE'S COMPANIES INC.	208	21.46	4,463.68	
	MARSH MCLENNAN CO.	7,454	24.48	182,473.92	
	MARSHALL & ILSLEY CORP	8,145	7.26	59,132.70	
	MASTERCARD INC-CLASS A	568	218.71	124,227.28	
	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	25,895	11.22	290,541.90	
	MERCK & CO. INC.	3,577	36.54	130,703.58	
	METLIFE INC	2,212	41.48	91,753.76	
	MONSANTO CO	2,673	55.54	148,458.42	
	MONSTER WORLDWIDE INC	18,924	13.03	246,579.72	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	4,051	42.21	170,992.71	
	NETAPP INC US	388	49.68	19,275.84	
	NEWS CORP - CL A	13,889	13.99	194,307.11	
	NICOR INC.	5,846	45.25	264,531.50	
	NISOURCE INC	4,369	17.26	75,408.94	
	NOBLE ENERGY INC	1,985	75.02	148,914.70	
	NOVELL INC	40,142	6.31	253,296.02	
	NRG ENERGY INC	4,806	21.26	102,175.56	
	NUCOR CORP	4,214	38.76	163,334.64	
	NVIDIA CORP	20,630	10.70	220,741.00	
	ONEOK INC.	4,182	44.36	185,513.52	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	3,506	52.66	184,625.96	
	PACCAR INC.	11,100	46.99	521,589.00	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	6,065	13.10	79,451.50	
	PEPSICO INC.	523	66.89	34,983.47	
	PFIZER INC.	22,333	17.27	385,690.91	
	PPL CORPORATION	6,451	26.65	171,919.15	
	PRECISION CASTPARTS CORP	4,212	129.11	543,811.32	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	702	26.13	18,343.26	
	PROLOGIS	10,791	11.71	126,362.61	
	QUALCOMM INC.	4,383	43.02	188,556.66	
	RANGE RESOURCES CORP	8,341	36.22	302,111.02	
	REGIONS FINANCIAL CORP.	11,996	7.06	84,691.76	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	20,497	13.98	286,548.06	

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
	SEMPRA ENERGY	2,287	53.40	122,125.80	
	SOUTHWESTERN ENE US	11,849	31.94	378,457.06	
	SPECTRA ENERGY CORP	18,967	22.06	418,412.02	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	6,848	60.65	415,331.20	
	STARWOOD HOTELS & RESORTS	1,148	53.81	61,773.88	
	SUNTRUST BANKS	4,926	26.28	129,455.28	
	THE WALT DISNEY CO.	5,401	34.90	188,494.90	
	TIFFANY&CO	2,602	46.18	120,160.36	
	UNITED STATES STEEL CORP	466	45.44	21,175.04	
	URBAN OUTFITTERS INC	4,827	34.13	164,745.51	
	WASHINGTON POST -CL B	232	375.12	87,027.84	
	WATSON PHARMACEUTICALS	3,427	43.93	150,548.11	
	WESTERN DIGITAL CORP	1,359	27.38	37,209.42	
	WEYERHAEUSER CO.	15,590	15.60	243,204.00	
	XEROX CORP.	1,440	10.36	14,918.40	
	XL GROUP PLC	5,411	21.18	114,604.98	
	YAHOO! INC	6,476	13.88	89,886.88	
	ZIONS BANCORPORATION	3,708	22.03	81,687.24	
	小計	721,439		17,755,532.15	
				(1,521,826,660)	
合計		721,439		1,521,826,660	
				(1,521,826,660)	

#### 有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算額であります。

(注3) 合計欄は邦貨額で表示しており、( )内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式(買建)110銘柄 株式(売建)103銘柄	100.0%	100.0%

#### ③ 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。



## 2【ファンドの現況】

以下は、平成22年10月29日現在のファンドの純資産額計算書です。

### 【純資産額計算書】

I 資産総額	115,114,654円
II 負債総額	479,534円
III 純資産総額 (I - II)	114,635,120円
IV 発行済数量	139,536,355口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8215円

(参考情報) 親投資信託受益証券の純資産額計算書

ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド

I 資産総額	3,034,427,542円
II 負債総額	1,480,410,497円
III 純資産総額 (I - II)	1,554,017,045円
IV 発行済数量	1,348,972,932口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1520円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

① この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

### (4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

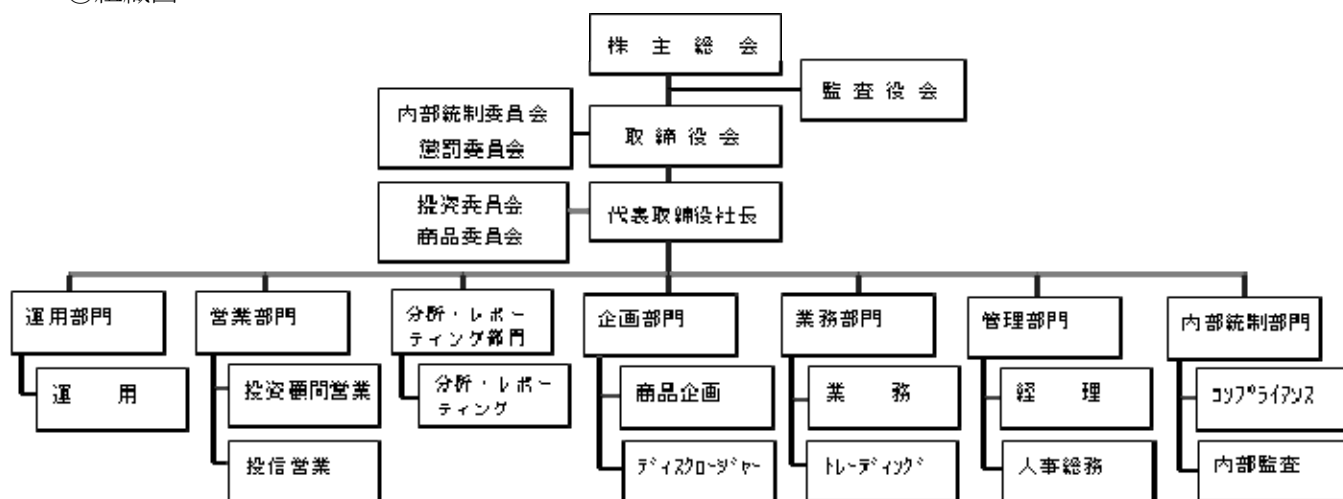
###### (1) 資本金の額等

平成22年10月31日現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

###### (2) 委託会社等の機構

①平成22年10月31日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

###### ②組織図



###### ③投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。  
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

平成21年10月29日現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数54本、純資産総額81,556百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	51	78,897
単位型株式投資信託	3	2,658
合計	54	81,556

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小西 文夫 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

徳本 修平 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小西 文夫 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

橋本 修平 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	446,666	514,170
前払費用	11,131	11,254
未収委託者報酬	53,764	62,134
未収収益	35,865	37,838
立替金	25,573	24,123
未収消費税等	10,507	—
その他	34	10
流動資産計	583,544	649,531
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 10,540	8,789
器具備品（純額）	*1 3,130	2,742
リース資産（純額）	*1 1,600	1,051
有形固定資産計	15,271	12,584
無形固定資産		
ソフトウェア	*1 261	3,198
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産計	1,556	4,493
投資その他の資産		
投資有価証券	—	998
破産更生債権等	—	2,459
長期差入保証金	22,760	22,760
長期前払費用	1,701	1,315
貸倒引当金	—	△2,459
投資その他の資産計	24,462	25,074
固定資産合計	41,290	42,152
資産合計	624,834	691,684
負債の部		
流動負債		
預り金	16,501	11,133
未払金	24,235	13,468
未払手数料	24,057	23,252
リース債務	560	585
未払費用	1,743	4,706
未払委託調査費	45,823	93,118
未払法人税等	2,268	2,556
未払消費税等	—	953
前受収益	815	815
賞与引当金	—	9,000
流動負債計	116,005	159,590
固定負債		
リース債務	1,143	558
長期未払金	2,666	2,666
長期前受収益	3,593	2,777
固定負債計	7,403	6,002
負債合計	123,409	165,593
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,030,000	1,155,000
資本剰余金	—	125,000
資本準備金	—	125,000
資本剰余金合計	—	125,000



利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△528,574	△753,907
利益剰余金合計	△528,574	△753,907
株主資本合計	501,425	526,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△1
評価・換算差額等合計	—	△1
純資産合計	501,425	526,090
負債・純資産合計	624,834	691,684

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	571,325	614,791
投資助言報酬	5,491	13,179
運用受託報酬	88,786	128,040
投資兼業報酬	11,983	9,268
営業収益計	677,587	765,279
営業費用		
支払手数料	221,224	210,018
広告宣伝費	4,178	5,279
調査費	46,275	49,990
委託調査費	132,586	187,290
図書費	624	649
委託計算費	1,742	1,827
通信費	9,161	3,301
印刷費	10,075	11,349
諸会費	1,768	2,088
営業費用計	427,638	471,796
一般管理費		
給料・手当	274,503	265,682
役員報酬	14,142	4,800
貸倒引当金繰入額	—	2,459
賞与	891	—
賞与引当金繰入額	—	9,000
租税公課	3,097	3,068
不動産賃借料	34,070	34,070
退職給付費用	7,703	7,900
固定資産減価償却費	4,612	3,602
消耗器具備品費	4,489	5,008
機器賃借料	63,871	61,726
法律専門家報酬	811	2,405
新人採用費	7,160	12,168
諸経費	111,413	104,885
一般管理費計	526,766	516,779
営業損失	276,818	223,295
営業外収益		
受取利息	0	402
その他営業外収益	*1 1,108	1,382
営業外収益計	1,109	1,785
営業外費用		
支払利息	—	61
為替差損	65	—
株式交付費	—	941

その他営業外費用	*2	1,876	770
営業外費用計		1,942	1,772
経常損失		277,651	223,283
特別損失			
固定資産廃棄損		130	—
特別退職加算金		13,002	1,100
リース会計基準の適用に伴う影響額		147	—
特別損失計		13,280	1,100
税引前当期純損失		290,931	224,383
法人税、住民税及び事業税		950	950
当期純損失		291,881	225,333

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,030,000	1,030,000
当期変動額		
新株の発行	—	125,000
当期変動額合計	—	125,000
当期末残高	1,030,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	250,000	—
当期変動額		
資本準備金の取崩 (欠損填補)	△250,000	—
新株の発行	—	125,000
当期変動額合計	△250,000	125,000
当期末残高	—	125,000
資本剰余金合計		
前期末残高	250,000	—
当期変動額		
資本準備金の取崩 (欠損填補)	△250,000	—
新株の発行	—	125,000
当期変動額合計	△250,000	125,000
当期末残高	—	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△486,693	△528,574
当期変動額		
当期純損失	△291,881	△225,333
資本準備金の取崩 (欠損填補)	250,000	—
当期変動額合計	△41,881	△225,333
当期末残高	△528,574	△753,907
利益剰余金合計		
前期末残高	△486,693	△528,574
当期変動額		
当期純損失	△291,881	△225,333
資本準備金の取崩 (欠損填補)	250,000	—
当期変動額合計	△41,881	△225,333
当期末残高	△528,574	△753,907
株主資本合計		
前期末残高	793,306	501,425
当期変動額		

新株の発行	—	250,000
当期純損失	△291,881	△225,333
当期変動額合計	△291,881	24,666
当期末残高	501,425	526,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△1
当期変動額合計	—	△1
当期末残高	—	△1
純資産合計		
前期末残高	793,306	501,425
当期変動額		
新株の発行	—	250,000
当期純損失	△291,881	△225,333
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△1
当期変動額合計	△291,881	24,666
当期末残高	501,425	526,090

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	_____	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主に定率法を採用しております。  (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  同 左  (2) 無形固定資産  同 左  (3) リース資産  同 左
3. 繰延資産の処理方法	_____	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金  _____	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額と貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 賞与引当金  _____	(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)

<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>また、財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,600千円、流動負債が560千円、固定負債が1,143千円増加しております。</p>	
---	--

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
「未収消費税等」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収消費税等」の金額は6,546千円であります。	
前事業年度までは「その他営業収益」として表示していたものは、当事業年度から「投資兼業報酬」として表示しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)														
<p>*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">10,764千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">5,851千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">548千円</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">3,962千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	10,764千円	器具備品	5,851千円	リース資産	548千円	ソフトウェア	3,962千円	<p>*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">12,633千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">6,430千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">1,097千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	12,633千円	器具備品	6,430千円	リース資産	1,097千円
建物附属設備	10,764千円														
器具備品	5,851千円														
リース資産	548千円														
ソフトウェア	3,962千円														
建物附属設備	12,633千円														
器具備品	6,430千円														
リース資産	1,097千円														

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)														
<p>*1 その他営業外収益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賃借料過剰請求による戻り額</td> <td style="text-align: right;">435千円</td> </tr> <tr> <td>消費税確定還付加算金</td> <td style="text-align: right;">93千円</td> </tr> <tr> <td>その他営業外収益</td> <td style="text-align: right;">580千円</td> </tr> </table>	賃借料過剰請求による戻り額	435千円	消費税確定還付加算金	93千円	その他営業外収益	580千円	<p>*1 その他営業外収益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">事業税確定還付金</td> <td style="text-align: right;">525千円</td> </tr> <tr> <td>消費税確定還付加算金</td> <td style="text-align: right;">219千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金事業主返還金</td> <td style="text-align: right;">487千円</td> </tr> <tr> <td>その他営業外収益</td> <td style="text-align: right;">150千円</td> </tr> </table>	事業税確定還付金	525千円	消費税確定還付加算金	219千円	確定拠出年金事業主返還金	487千円	その他営業外収益	150千円
賃借料過剰請求による戻り額	435千円														
消費税確定還付加算金	93千円														
その他営業外収益	580千円														
事業税確定還付金	525千円														
消費税確定還付加算金	219千円														
確定拠出年金事業主返還金	487千円														
その他営業外収益	150千円														
<p>*2 その他営業外費用</p>	<p>*2 その他営業外費用</p>														

業務処理過誤により発生した費用	1,347千円	業務処理過誤により発生した費用	284千円
立替印刷費誤算回収不能額	437千円	立替印刷費誤算回収不能額	485千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合計	4,100	—	—	4,100

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	500	—	4,600
合計	4,100	500	—	4,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加500株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの) (借主側) ①リース資産の内容 有形固定資産 器具備品  ②リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 として算定する方法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの) (借主側) ①リース資産の内容 有形固定資産 同 左  ②リース資産の減価償却の方法 同 左

(金融商品に関する注記)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資

金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

投資有価証券である投資信託受益証券は、主に自己設定による目的で保有しております。市場価格の変動リスクに晒されていますが、これは、早期に売却する予定のものであるため、リスクは僅少であります。

営業債務である未払委託者調査費は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	514,170	514,170	—
(2) 未収委託者報酬	62,134	62,134	—
(3) 未収収益	37,838	37,838	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	998	998	—
(5) 未払委託調査費	(93,118)	(93,118)	—

(\*) 負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

すべて投資信託受益証券であり、投資信託受益証券は、基準価額で評価しております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価をこえるもの			
株式	—	—	—
債権	—	—	—
その他	—	—	—

小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価をこえないもの			
株式	—	—	—
債権	—	—	—
その他	998	1,000	1
小計	998	1,000	1
合計	998	1,000	1

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項ありません。

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項ありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,703千円 退職給付費用 7,703千円 他に特別退職加算金13,002千円を計上しております。	2. 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,900千円 退職給付費用 7,900千円 他に特別退職加算金1,100千円を計上しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 54,233	繰越欠損金 127,146
未払事業税 536	未払事業税 653
確定退職金未払否認 6,377	確定退職金未払否認 1,085
減価償却超過額 616	減価償却超過額 547
繰延税金資産小計 61,764	賞与引当金 3,663
評価性引当金 (61,764)	貸倒引当金 1,001
繰延税金資産合計 —	その他 983
繰延税金負債 —	繰延税金資産小計 135,081
繰延税金資産の純額 —	評価性引当金 (135,081)
	繰延税金資産合計 —
	繰延税金負債 —
	繰延税金資産の純額 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主要な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主要な項目 別の内訳
税引前当期純損失を計上したため、記載して	同 左



おりません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジア ホールディ ングズ(株)	東京都 千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接100%	経営管理 役員の 兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息の 受取	400,000千円 400,000千円 385千円	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)(東京証券取引所に上場)

日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	122,298円89銭	1株当たり純資産額	114,367円55銭
1株当たり当期純損失金額	71,190円58銭	1株当たり当期純損失金額	52,808円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同 左	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	291,881千円	損益計算書上の当期純損失	225,333千円
普通株式に係る当期純損失	291,881千円	普通株式に係る当期純損失	225,333千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	4,100株	普通株式の期中平均株式数	4,267株

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

追加型証券投資信託  
マーケット・ニュートラル  
約 款

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

## － 運用の基本方針 －

約款第 22 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

この投資信託は、ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

- ① 親投資信託の受益証券への投資を通じて、主として米国株式へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 親投資信託の受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第 29 条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第 30 条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 31 条の範囲で行います。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利息・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

# 追加型証券投資信託

## 〔マーケット・ニュートラル〕 約 款

### 【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

### 【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

### 【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

### 【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

### 【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項の規定による信託終了日までとします。

### 【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

### 【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### 【受益権の分割及び再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし

ます。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益権の帰属と受益証券の不発行】**

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

**【受益権の設定に係る受託者の通知】**

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

**【受益権の申込単位および価額】**

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。但し、委託者が認める場合には、1口未満の単位をもって販売することができるものとします。最低申込金額及び申込単位は、指定販売会社において定めることができるものとします。

② 委託者は、第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受け付けは行ないません。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他



やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

⑦ 第4項の取得申込者は、指定販売会社と「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。）にしたがった契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

⑧ この約款において、取引所とは、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

**【受益権の譲渡に係る記載または記録】**

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**【受益権の譲渡の対抗要件】**

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

**【無記名式の受益証券の再交付】**

第16条 <削除>

**【記名式の受益証券の再交付】**

第17条 <削除>

**【受益証券を毀損した場合等の再交付】**

第18条 <削除>

**【受益証券の再交付の費用】**

第19条 <削除>

**【投資の対象とする資産の種類】**

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## 【運用の指図範囲】

第21条 委託者（第23条に規定する委託者から委託を受ける者を含みます。以下第22条、第24条から第32条まで、第34条および第40条から第43条までについて同じ。）は、信託金を、主としてユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前第1号から第11号までの証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11条で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券、第12号および第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券以外の投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 【運用の基本方針】

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【運用の権限委託】

第23条 委託者は、第21条第1項に規定する親投資信託に係る運用の指図に関する権限を、次の者に委託します。

アナリティック・インベスターズ・エルエルシー（Analytic Investors, LLC.）

Los Angeles, CA, U.S.A.

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第48条に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間終了日のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する当該親投資信託の受益証券の純資産総額に対して年10,000分の30を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### 【投資する株式等の範囲】

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 【同一銘柄の株式等への投資制限】

第25条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄

柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 【信用取引の指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【有価証券の空売りの指図および範囲】

第27条 委託者は、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売り付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものと

します。

#### 【有価証券の借入れの指図および範囲】

第28条 委託者は、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 【先物取引等の運用指図】

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の運用指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うも

のとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【有価証券の貸付の指図および範囲】

第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 【信託業務の委託等】

第35条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【有価証券の保管】

第36条 <削除>

#### 【混蔵寄託】

第37条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

第38条 （削除）

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第39条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第40条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第41条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第42条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第43条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第44条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第45条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成13年11月30日から平成14年3月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告】

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### 【信託事務の諸費用および監査費用】

第47条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含め、以下「諸経費」といいます。)および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(500,000円(外税)／毎計算期間)は、受益者の負担とし、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬の額および支弁の方法】

第48条 委託者及および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### 【実績報酬の額および支弁の方法】

第49条 委託者にかかる信託報酬について、運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。委託者は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準を上回った基準価額(以下「目標基準価額」といいます。)となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の30%を実績報酬として受領します。

②前項に定める実績報酬は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、次によるものとします。

1. 実績報酬の計算期間は、第45条で規定する各計算期間を1期として取扱います。
2. 各計算期間中に発生する基準価額の騰落を計算する際に使用する基準価額(以下「基本基準価額」といいます。)



は、第 45 条に規定する各計算期間を通じて実績報酬を計上した日の基準価額のうち最も高い基準価額（収益分配前の基準価額）とします。

3. 実績報酬を計算する際に使用する目標基準価額は、前号に規定する基本基準価額に目標リターン・レートを、次の計算式を用いて算出した価額とします。

$$\text{目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン・レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$$

目標リターン・レートは、6 ヶ月物譲渡性預金利率（各計算期間の期初の前営業日に日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用します。）とし、各計算期間毎に見直します。目標基準価額を計算する際に使用する日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

$$\text{日次目標リターン・レート} = (1 + \text{目標リターン・レート})^{1/365} - 1$$

- ③ 第 1 項の実績報酬は、発生つど信託財産の費用として計上し、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- ④ 前条を除き、この約款において信託報酬という場合は、実績報酬を含むものとします。

#### 【収益の分配方式】

第 50 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 【収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 51 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託期間終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 52 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 52 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い】

第 52 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 46 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の

指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。但し、第54条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第54条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前4項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該指定販売会社に対する支払いをもって免責されるものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### 【収益分配金及び償還金の時効】

第53条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、及び、信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 【信託契約の一部解約】

第54条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、第1項による一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。但し、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

**【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】**

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

**【信託契約の解約】**

第55条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

**【信託契約に関する監督官庁の命令】**

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

**【委託者の登録取消等に伴う取扱い】**

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】**

第58条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあ

ります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更】

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 【反対者の買取請求権】

第61条 第55条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項又は前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じて、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 【公告】

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### 附則第1条

第31条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第2条

第31条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年11月30日

委託者 東京都中央区新川一丁目17番25号  
東茅場町有楽ビル8階  
ユナイテッド投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号  
りそな信託銀行株式会社